

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	福祉健康課長	北村孝則
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	加藤章司	収納課長	前田貞司
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	山中真澄		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	沼波知樹		

○議長（立川良一君） おはようございます。

13日に開会をいたしました北方町議会の定例会も、いよいよ最終を迎えております。

大変厳しい寒さの中を、一昨日は交通立哨で議員の方々に朝早くから立っていただきました。大変ありがとうございました。

それでは、ただいまから本会議を開催いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第8回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番 安藤哲雄君、3番 安藤巖君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（立川良一君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） おはようございます。

議長の許可が出ましたので、早速一般質問に移らせていただきます。

きょうは3点あるんですけど、まず第1問目で、交通安全法令講習会について。

交通安全法令講習会が10月31日、11月1日の午後7時から8時30分に開催されましたが、北方町は県内42町村の中で交通事故加害者率が最も高いのにもかかわらず、本来の法令講習の趣旨から外れているのではないかと思います。参加人数は、10月31日205名、11月1日168名でありましたが、その内容は、午後7時から30分ぐらいがセレモニーで、その後の1時間ぐらいがあるOBによるマジックショーで内容に乏しいもので、法令講習はほとんどなかったように思われます。参加された町民は、交通安全意識の高い方であると考えられ、マジックショーを見に来ているわけでは決してありません。それなのに、大事な改正道路交通法が12月1日から施行されるにもかかわらず、その内容には詳しく説明されずに寂しいものでした。その内容とは、無免許運転への罰則等強化、違反点数も25点になります。そして、ブレーキのきかない自転車の運転停止装置など。そして3点目は、自転車の路側帯通行は道路の左側に限定。以上の3点ですが、このような大事な改正点を詳しく説明しない法令講習会とは、一体何なのかと問いたいです。

そして、特に3点目の自転車の左側通行は、身近な道路交通法の改正ではないでしょうか。今

後の法令講習会のあり方をどのように考えていますか。第1問目です。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） おはようございます。

それでは、私のほうから、法令講習会についてのお答えをさせていただきます。

ことしの法令講習会では交通事故加害者率ワーストワンという不名誉な記録を返上するため、まずは少しでも多くの方の参加をいただくこと、また参加のできない人に、新聞等にも取り上げていただくことで、今の北方町の現状を認識してもらうことが交通マナー向上への第一歩であると考えました。

そこで、ワーストワン返上安全宣言の発表や、ワーストワン返上マジックショーと、それから交通遺児の作文の朗読など、例年より趣向を凝らして開催をさせていただきました。結果、10月31日及び11月1日の2日間で約400名の方々の参加をいただくことができたところであります。

さて、ただいま議員御指摘の件でございますけれども、例年、法令講習会では、北方警察署より道路交通法の改正や近隣での交通事故状況などの最新状況を講話していただいております。しかし、今回は例年と違うプログラムを組んだため、時間的な制約がある中、北方警察署の講話に道路交通法の改正などの情報を十分に盛り込むことができなかつたとのことであります。この件に関しましては、1日目の終了後、町より指摘をさせていただき、2日目にはプログラムの修正を行い、しっかりと道路交通法の改正点などを盛り込んだ講話をしていただきましたが、結果といたしましては、町と北方警察署の連携不足により、1日目にお越しいただいた皆様に大変御迷惑をおかけすることとなってしまいました。

本来、法令講習会は、交通安全知識の習得と交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に資することを目的としております。今後は、このことを再認識し、慎重な準備を心がけるとともに、より多くの人に参加していただけますよう内容の充実を考えていきますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○2番（安藤哲雄君） それでは、来年の法令講習会はぜひ期待していますので、ぜひ参加しますんで、またよろしく願います。

では、2番目に移らせていただきます。

町道3号線グリーンロードの工事について。

現在、町道3号線は、南のほうで工事が進められ、北方町体育館までが3月完成予定となっております。新年度は国道157号より北部の工事が始まると聞いています。そこで、南部の道路のガードレールは丈夫なステンレスで、夜、車のライトで反射し、歩車道境界がわかりやすく、町民の評判もよいと伺っております。それに比べて、一番北の完成している道路の四角のポール状の車両用防護柵は評判が悪く、それは歩車道分離が完全にされてなく、歩行者の飛び出しなどの危険があり、夜は車で走行すると黄色の反射シールがまぶしく、圧迫感があり、戸惑うドライバーが多いと思われます。

そこで、これからの工事で車両用防護柵の形状をどのように考えているのか聞きたい。2問目の質問です。

○議長（立川良一君） 坂口都市環境農政調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） おはようございます。

安藤哲雄議員お尋ねの、町道3号線の工事についてお答えします。

グリーン通りは町を南北に貫く幹線道路で、平成23年度から28年度において、全長4.2キロを景観に配慮して歩道のバリアフリー化をするものであります。芝原においては平成23から24年度にかけ整備され、縁石、植樹帯、ポールによって歩道と車道の境界を区分しております。

議員御指摘の国道157号の北側については、来年度施行予定の区間で、発注前に歩車道の区分の仕方を決定する必要があります。今後速やかに検討し、安全性と景観に配慮した歩車道分離の形状を選定してまいりますので、御理解をお願いします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○2番（安藤哲雄君） 今回の回答ですけど、平成24年12月12日、ちょうど1年前ですね。厚生都市委員会協議会会議録を見ますと、都市環境農政課長、今の段階では新しく工事を始める部分から変える予定であると答弁されております。ここで変更する予定と述べていらっしゃいますし、12月7日の議会報告会、11人、芝原地区は婦人の家で出席されたんですけど、そこでもちょっとあのガードレールはどうかという意見がありましたし、本当に子供の安心・安全のためにも、また命を守るためにも、必ずガードレールは変更していただきたいです。歩車道分離を完全にされることをお願いします。

では、3問目に移らせていただきます。

北方中学校の課題と対策について。

12月11日、北方中学校において、議員有志4名と10時30分からの第3時限の授業参観の機会があり、参加させていただきました。参加方法は、1年生から順番に各クラス約2分から3分ずつ見て回り、ありのままのふだんの授業風景が見学できたことに感謝しております。

そこで、ある程度予想はしていましたが、ほとんどのクラスで授業がまともに成り立っていないことに衝撃を受けました。うわさには聞いていましたが、想像以上でした。授業中にほかごとをしている、しゃべっている、寝ている。先生は授業を進めなければならない、一々注意をするどころでないので大変である。また、3年生の男子の体育授業のアリーナでは、ほかのクラスの生徒が侵入するのを防止するために、ドア全てに鍵がかけてあるありさまです。そして、4人の男子生徒は授業に参加できない理由で、別教室で戯れている。このような中学校の光景は、生徒、親、先生を初め町民にとっても非常に不幸であります。この二、三年ぐらいはこのような状態と言われており、教育長は、この間、校長として携わってきた経緯があり、普通に中学校生活を送らせてあげるように、具体的に解決の方法を早急に示していただきたい。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員御指摘のように、現在の中学校は、一部の生徒たちのために落ちつ

きをなくしているのは事実です。

議員には、これまで11月26日に行われた北方中の研究発表会、そして先週の12月11日の自由参観と、2度中学校へ訪れ現場を見ていただきました。

先週、12月11日には安藤議員だけではなく、ほかに3名の議員も参加していただきました。うち2名の議員の方には、聞いていたよりは落ちついていて、安心したという感想もいただきました。一緒に同席したPTA役員の方々も、学校の先生方が踏ん張ってくださるのに、安藤議員の意見は部外者的な発言だったとおっしゃっていました。

この写真をごらんください。これは、その次の12日、サラマンカで行われた全校合唱集会の様子です。心配された学年合唱も、どの学年も精いっぱい姿が見られました。一部の生徒は練習もせず、いいかげんな取り組みをしていたのに、サラマンカの舞台に立ち、ふざけていましたが、その他のほとんどの多くの生徒は、サラマンカの合唱にふさわしいハーモニーをつくり上げてくれました。この力をぜひ日常につなげていく営みをしていく必要を改めて感じました。

そこで、教育委員会として、次の5点について学校に指導し、早急に対処するよう指示がしてあります。

1つ目は、保護者との協力体制、信頼づくりの再構築を行うことです。学校の垣根をフラットにし、学校説明会、情報交流会、そして自由参観、学級懇談会などを行い、学校の正常化に向けて保護者とともに早急に動き出してほしいと。

2つ目は、ぶれのない指導方針、指導方法の徹底をチームで図ること。

3つ目に、荒れの背景を把握し、該当の生徒や家庭に対して徹して指導、支援を行うこと。

4つ目に、学力の向上と日々の授業改善を徹して行っていくこと。

そして最後、5つ目として、生徒の自治力、自浄力の向上をコーディネートすること。これは、学校に落ちつきを取り戻すためには、生徒からのボトムアップによる生徒同士の働きかけが有効なので、生徒会とか委員会活動を活用して、一点突破的な取り組みを行っていくことが肝要であると校長に指示をしてあります。

これらを受けて、早速、学校は昨日と一昨日、夜7時半から2年生の学級懇談会を開き、保護者と今の現状、そして今後の取り組み、家庭でお願いしたいことなどを話し合いました。そして、本日の子どもサミットの日、そしてあす、この2日間ですね、PTAだけでなく地域の方々のお力もおかりして挨拶運動やら授業参観を行っていきます。年明けには、掃除を保護者が生徒とともに言いながら、できるだけ多くの声かけをしていこうという動きをつくり出してくれました。もちろん先生方もチームで動き、毅然とした態度で臨み、共感と壁の指導を展開していきたくないと聞いています。

こうして学校も垣根を取り払い、頑張る覚悟でいますので、学校に全て責任を転嫁していくのではなく、子供自身がやること、やらなければならないこと、PTA、家庭、そして地域がやること、やらなければならないことをそれぞれがそれぞれの立場で、今、本気で取り組んでいくときだと思っています。もちろん教育委員会も同じ構えでいます。どうか安藤議員も、朝の立哨指

導と同時に、北方中への御支援やら応援をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（立川良一君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） ちょっと今のお答で、4人参加させていただいたんですけど、あんなもんかと言われた議員は1人だと思います。あと3人は、ちょっとやっぱりひどいという感想だったと思います。そのちょっと訂正と、そして部外者的な意見というのは、ちょっと聞き捨てならぬですね。率直な我々の感想を言っているだけで、いろんな方からも意見を聞いています。

そして、ちょうどタイミングよくあれですけど、保護者にこうやって12月10日に匿名の手紙が来たんですよ、私のところへ。12月10日ですから、授業参観の前日ですね。ちょうどタイミングがいいというか。これには、「中学校の様子が心配になり、中学校宛てに抜本的な方針を打ち出していただけよう、友人が手紙を出しました。しかし、いまだに学校は落ちつく様子を見せないために、改めて中学校校長と教育委員会にも手紙を出しました。親としては余りにも身勝手なものです、これは多くの親の切なる願ひと受けとめていただき、教育委員会、学校とともに方針を考えていただければと思います」と書いてあります。

以上のような内容であります、そのほかに教育委員会、中学校校長に出された手紙が同封されて、A4用紙3枚にびっしりと現在の中学校の様子が書かれておるんですよ、この中に。最後に、この保護者の希望というかお願いですけど、親として願うのは学校をよりよく成長させていただける学校にしてほしい、安心して登校できる学校にしてほしい、それだけです。しかし、それも難しいならば、普通の学校を目指してほしいと願いますと、切実に訴えているんですよ。

どうか本当に、上辺だけで物を言っているんじゃないんですよ。皆さんが知恵を出し合って安心して登校できる中学校へと本当によろしくお願ひしますよ。以上で終わります。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 安藤議員、ありがとうございました。

ただ、僕が気になるのは、今のおっしゃった差出人不明の手紙ですね。12月10日に届いたとおっしゃいましたが、なぜその前に、教育委員会にこんな手紙が届いているというような相談をかけたくなかったんでしょうかね。この議場で、この場で話さなきゃいけないというのはとても寂しいことだと思います。みんなでというのは、安藤議員も含めて町民みんなだと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○2番（安藤哲雄君） これを公開しなかったというのは、この手紙の内容をじっくり読んで、僕なりにどういう返事をさせていただいたらいいかなということを考えていて、ちょうどこの一般質問がいい機会だと思ひまして、この日になりました。

以上で終わります。

○議長（立川良一君） 次に、伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） それでは、議長のお許しを得まして、3点ほど質問をさせていただきます。まず初めに、行政と商工会のあり方についてでございます。

経済産業大臣の許可を受けて設立された特別認可法人である商工会、その目的は、地域内商工業者の経営の改善に関する相談と指導、地域内経済の振興を図るための諸活動及び社会一般の福祉の増進に資することであり、会員間の協力により運営されている。商工会は、町内の小規模事業者の経営改善、地域産業の振興や中心市街地の活性化、向上等、幅広い活動に取り組まれている。

昔は、商業地として我が町はこのあたり唯一の市街地として、岐阜、大垣に次ぐ繁盛ぶりを呈していた北方町。郊外に大型商業施設、屋内の商店街の進出などの影響もあり、揺りかごから墓場までと言われた旧商店街は空き地、空き家が目立つようになり、国も空き店舗の活性化法などを考えているが、当町においても、商工振興費として今年度も1,450万3,000円の商工会補助金が予算化されています。名利円鏡寺は町の顔であるが、宗教上の問題が商店街の発展に結びついていない。商工会関係者と、経済情勢や経営状況等、商店街の活性化やまちづくりについての意見交換などの懇談会を開催されているが、新しい北方町をつくる地元の商工業こそ地域の顔、商店街における空き家店舗対策として、企業家への誘致をと言われている町長のお考えをお尋ねします。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 御質問いただいて、ありがとうございます。

たびたび議員におかれましては、商工会の問題について御熱心に御質問いただけるわけございまして、大変感謝をしておるところでございます。

質問をされました要点だけ、とりあえずはお答えをさせていただきますけれども、まず商工会との改まった意見交換会というものについて開かれておるかというお話でございます。これは、かねて私も気にかけておるところでございますが、現在のところ、そういう機会をつくっていただく段階には至っておりません。しかし、商工会と私どもの行政との関係でございますので、いろんな機会に、会議その他等で同席をさせていただくことが数多くあるわけございまして、商工会の幹部の皆さん方には、お顔を見せていただく機会にいろいろなお話を、雑談的ではありますが、させていただきます。お尋ねをさせていただきます。

せんだって、12月3日でございますけれども、御承知の行革の懇談会がございまして、商工会長も委員として御出席でございましたので、雑談の中でいろいろお話をさせていただきます。特に空き店舗の問題が話題になったわけでございますけれども、空き店舗一つについても、商工会は商工会なりに真剣に取り組みをなされておるといふふうに拝聴させていただきました。

しかし、ここが問題でして、肝心の家主というのか、家の持ち主のほうは空き店舗を有効に活用する意欲というものが非常に乏しいという商工会長からの御報告でございまして、商工会といたしましても、空き店舗を有効に利用するという方針は持っておりますけれども、戸別に訪問をしてお尋ねをしても、色よい返事というものがなかなかいただけない。こういう言葉は適当ではありませんが、旧の店主の皆さん方の体質というものがございまして、商工会は商工会なりに頑張ってお尋ねをさせていただきますけれども、それ以上の進展をなかなか見ることができないというふ

うに理解をさせていただいておるわけでございます。

しかし、諦めてもいけませんので、今後も商工会のほうから、御相談があれば行政の立場から鋭意協力をしてまいるというふうを考えておるわけでございます。

ただ、これは私個人が考えておることでございますけれども、以前は、拠点的に商店街があって、それがお互いに距離があっても有効に作用をして商店街というものが栄えておったわけでございますけれども、文字どおり車社会になりまして、個人が行動をする半径というものが非常に広がってまいりました。そうすると、北方町の人が北方町以外の大型店を含めたところに購買力が逃げてしまう状況にあるわけでございますね。もう今や一つの商店街だけを捉えて、活性化をどう図るかという時代ではなくなってきておるのではないかと。つまりその町全体がどう魅力あるまちづくりをして、多くの皆さんに北方町へ足を運んでいただくような環境をどう構築するかということが大事な作業ではないかというふうに思っておりまして、これはまさに行政が受け持たなきゃならん仕事だと思っておるわけでございます。

さような考え方に立ちまして、くどいようでございますけれども、公園都市と人間都市をまちづくりの目標にして、今一生懸命努力をしておるところでございます。やっぱりどういう町をつくるか。北方町へ行くと、何となしに気持ちよくなる町だなというまちづくりをしませんと、いつまでも旧態依然とした閉鎖的な町並みだけでは、よそから人が北方町へ足を運んでいただくということはなくなるわけでございますから、いろんな環境整備を今一生懸命させていただいて、町そのものに魅力がある。

魅力がある町というのはどういうことかといったら、今申し上げましたが、北方町に足を運んだら非常に気持ちよい感じになるという潤いのまちをつくる必要がある。その潤いのまちをつくる必要の一つに、私はやっぱり緑と水とを大切に、それがふんだんにあるようなまちにすることによって、この町を訪れる人たちの心が癒やされる。この町に住む人たちは、いつも申し上げますように、お互いに声をかけ合って、励まして生きていける、そういう人間として生きていくために最低限の条件を備えた町をつくり出すということが大事ではないかというふうに思っておるわけでございます。

そういう方向で今一生懸命皆さん方の御協力をいただいて、新しいまちづくりに取り組んでおるところでございます。

願わくば、この町全体が商店街に限定せずに、小さなところでまとまるのではなしに、この町全体が商業も工業も、あるいは部分的にですけれども、農業も、それぞれ適材適所の分野で活性化ができればいいのではないかと。というふうに思っておるわけでございます。

せんだって新聞を見ましたときに、政府がこれからのまちづくりはコンパクトシティーであるという方針を打ち出しておりました。内容は、新聞の範囲でございますから詳しくわかりませんが、大きくなった町の過疎地域の人たちを、全部町の中心へ移動をさせて、今住んでおるところの土地や建物を処分した譲渡所得税がかかりますよね。これの税額を減額するとかというようなことを考えておるようでございますが、余り政策としては私は好ましいとは思いませんけ

れども、いずれ少子社会でございますから、そういう現象が放っておいても出てくると思うんですね。

そういうことを考えますと、この北方はそういう労力を費やさなくても、典型的なコンパクトシティでございますから、この小さな町の全体が、商業が栄えたり、工業が栄えたり、あるいはもちろん文化その他歴史で栄えたりするということは、皆さんの御協力をいただければ、それほど難しい作業ではないというふうに思っておるわけでございます。

そういう方向に向かって、これからも一生懸命努力をしておりますので、ぜひ議員におかれましても御理解をいただいて、御指導をいただきたいと思っておるところでございます。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 今、御答弁いただきました。共感できる面も多分あります。ありがとうございました。

それぞれの商店も、自助努力が無論大事だと思っております。昔から、北方町の商店街は、小銭を持っているから一銭もまけない、殿様商売であるとやゆされることもありました。高齢化が進む今日、1人住まい、2人住まいの家もふえ、買い物弱者、買い物難民と呼ばれる人、また食料品を購入できないフードデザート、食の砂漠化問題も浮上しております。また、商工会傘下の発展会の存続が難しく、解散に追い込まれる自治会もあります。また、町の内外の方々から、北方町も変わったな、寂しいなという声もよく聞きます。地元の企業を支援し、地域経済活性化の仕組みをつくっていただくよう期待しております。

北方町の将来を危惧しております。もう1点、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 特別、議員と考え方が違うわけではございませんが、今ちょっとおっしゃいましたように、私は行政が担う部分と、商店街の問題もですよ。商店主自身が努力する問題とあると思うんですよ。例えば今暫定的に申し上げましたように、行政が手伝う仕事、行うべき仕事は、まちづくりをどうして行って、魅力あるまちづくり、潤いのあるまちをどうつくっていくかということが行政の仕事で、あと商店街で大売り出しをやるとか、どういう商品をお客様に提供するかということは自助努力の問題で、これに全くやる気がないと、商店街はいよいよ衰退をしていくということになるわけですね。

再開発をするにしても、商店主個々がやる気があって、そこで初めて再開発ができるんでありまして、当たっておるかどうかは別にして、議員が指摘されたような今の商業者の認識では、再開発が手につくところまでは行きませんわね。つまり、おのおのの持ち場持ち場で、おのおのが担うべき役割をしっかりと果たす。真面目にこつこつやることも大事ですけども、本気でやることももっと大事だと思うんですね、何事に限らず。ぜひ私は、そういう意味では、商工業者の皆さん方には、本気で商売をやっていただく心意気を示してほしい。その上で、行政がお手伝いできることは全力を挙げてお手伝いをさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。ぜひ議会の皆さん方も御協力をいただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） お願いといたしますか、平成23年4月より北方中学校の校長として赴任されたときに、4点に重点を置いて取り組んでいかれると抱負を述べておられました教育長さん。その当時、校長は北方中学校の宣伝マン、動く広告塔に、生徒主役の感動物語をプロデュースする等、アイデア豊富な教育長さん、岐阜、あるいは岐阜県42市町村のイケメン観光案内のGメンというか、ギフメンのメンバーである北方町の名産・物産のPRを担っている職員の方もおられます。そして、ゆるキャラというか、愛称「ブンゲンニオウ丸」を取り入れた少年の主張で子供さんのそういう提案もありました。そういう方もおられますので、そういうのも含めて、教育長さんがよく、私どもの廃品回収かチラシに、一生懸命だと知恵が出る、中途半端だと愚痴が出る、いいかげんだと言いわげができるという、そんな御持論をされた教育長さん。そのような発言をされておられましたんですけれども、そういう北方町のこれからは宣伝マン、動く広告塔、町民主役の感動物語のプロデュースとして、北方町の活性化の一翼を担っていただきたいと、そのように教育長さんをお願いいたします。

それでは次に、各小・中学校の普通教室にエアコン設置についてでございます。

気象予報は、平成22年5月から単位を市町村として発表されています。

平成22年以降、猛暑日の連続、全国で熱中症にかかる人が続出。平成23年3月11日、東日本大震災を初めとした大規模災害、台風、ゲリラ・集中豪雨、竜巻、突風等、国内外で亡くなられた方、不明の方、被害に遭われ、不自由で不安な日々を送って過ごされている方も多く、最近の日本の四季は変わったのか、春・秋はどうなったかな。

ことは、西日本から北日本にかけての10月上旬の平均気温は半世紀で一番高かった。ことし最初に真夏日となったのは5月14日で、10月10日までに1年間の4分の1弱の88日もの真夏日が記録され、最多記録であった。猛暑は来年以降も続く予想などから、教育環境の改善も必要であると思います。

現在、猛暑時の各小・中学校の普通教室の実態調査、授業中の熱中症対策、児童・生徒の体調管理は行っているか。文部科学省は、10年間で30万教室に整備することとして、3分の1補助事業として、平成23年度には1校当たり400万円以上の工事費に国庫補助金が支援されるというようなことも聞いております。補助制度の活用、また住民生活に光をそそぐ交付金の活用などで、各小・中学校教室にエアコン設置はできないか、担当者にお尋ねいたします。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 担当者かどうかわかりませんが、学校の普通教室にエアコンの設置という御質問でございますので、これは私が管理者としての立場でございますので、御答弁をさせていただきますと思います。

御記憶でございましょうけれども、同様の質問が24年の9月議会、それから続いて6月の議会にも鈴木議員から理を尽くして御提言をいただいております。

その折に、私は財政的に考慮いたしまして、誠心誠意検討をしながら、御要望に沿うような方

向で追求をしていきたいというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

もちろん御記憶をいただいておりますけれども、「米100俵」のお話をいたしまして、教育の大切さというものは身にしみておるけれども、何よりもそれに先立つものも必要であるので、財政計画等、よく検討をして慎重に対応をするという御答弁を申し上げたつもりでございます。

まだ日にちも6月以降でございますので、教育委員会を中心にしているいろいろな角度から議論をさせていただいておりますので、鈴木議員にお答えをした範囲内の御答弁しかできないことをお許しいただきたいと思っております。いずれにしても、これからも研究をしっかりとさせていただいて、事は教育の問題でございますから、子供たちに不自由な思いをさせないように努力を払ってまいりたいと思っておりますのでございます。

なお、今、議員から具体的に文科省の補助事業について、小・中学校におけるエアコンの設置に対しては3分の1の補助制度があるではないかと、それを活用したらどうかとか、あるいは住民生活に光をそそぐ交付金という制度があるではないかというふうに、それをうまく活用して早くエアコンの設置をしたらどうかという御提言でございました。大変お調べをいただいて、ありがとうございます。

まず、お話にございました学校施設環境改善交付金といいますけれども、それにつきましては蓄熱式、夜間電力を活用するシステムとか、あるいはガス暖房というような設備をして、環境に配慮した空調設備を設置するということが必要。そして、それに必要な取り付け費について、国は平米当たり1万8,700円、これがくせ者ですけれども、1万8,700円を限度にしてということですよ。それ以上かかっても持ちませんということですが、1万8,700円の単価の3分の1を補助するということを条件として、この補助金制度、交付金制度というものは成り立っておるわけでございます。

教育委員会をお願いをして、この数値を、概算数値ですけれども計算見積もりをさせていただきましたところ、北方町では幼稚園、小・中学校が5つございますね。そこにある112の教室で計算をいたしますと、総工費が約3億1,900万円余りかかるということになるわけでございます。先ほどに申し上げました平米当たり1万8,700円の単価の3分の1を国が補助するといいますから、じゃあこれは幾らぐらいになるかといいますと、国からいただけるのは5,000万余りという数字になるわけございまして、3分の1かと思っておりましたら、実は15.7%しか、総工費に対する国の補助金というものは出ないことになっておりまして、残余が2億7,000万余りということになるわけでございますから、これが町費負担ということになるわけでございます。もちろん現金がそれだけ用意できるわけではありませんので、起債を起こして借金をふやすということになるわけでございますから、勢い慎重にならざるを得ないというのが本音でございます。しかし、何とかその実現方については、教育委員会にもお願いをして、その具体的な方策について今指示をしたところでございます。

そのほかに、光をそそぐ交付金というのは、誤解があるといけませんので申し上げておきます

が、これは平成22年度に限っての交付金制度でございまして、このとき、本町は1,559万余を交付金として受けまして、何に使ったかといいますと学校地域連携相談員、今もいらっしゃいますけれども、3人分の給与としてこの1,559万余りを使わせていただいて、この交付金制度が2年で終わっておりますので、その後については町単で賄っておるというものでございます。

したがいまして、以降は「光交付金」と言っていますけれども、この交付金制度はございませんので、せつかくの御提言でございましてけれども、活用することができないものでございます。

いずれにいたしましても、くどいようでございましてけれども、財政的な視点から一遍にはできませんが、事業の年次計画などを慎重に検討をさせていただいて、鈴木議員や伊藤議員の御要望に応えられる方向を今検討中でございますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思う次第でございまして。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 教育長さんのほうは何か御答弁はありますか。今の件に関して、教育長さんのお考えは。

○議長（立川良一君） 伊藤議員に申し上げますけれども、通告の対象ですから、町長宛てになります。教育長と明確に通告をいただくと。

○6番（伊藤経雄君） よろしいです。わかりました。

岐阜市が、来年市長選挙という絡みで、今の地方の元気臨時交付金で対応されるというようなことも聞いております。

今の世の中、自然を無視した人間のおごりか、自然界からの仕打ちか、異常気象、温暖化が今後も続くのではないかと、そんなふうには危惧しております。町長さんの前向きな答弁をいただきましたので、そのように早期の事業化を願っております。この件は以上で終わります。

3番目に、工事請負随意契約についてでございます。

公共工事の発注は通年なら秋口からが多いと言われてはいますが、ことしは安倍政権が昨年度組んだ大型補正予算の恩恵を受け、北方町高屋地区の町道、車道・歩道の段差解消の工事が、3月25日に入札を行い、6路線道路等改良工事が進められています。現在行われている公共工事の入札は標準価格の89%以上、業者間の価格差もわずかです。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第18条第2項に基づき、総務大臣、国土交通大臣から地方公共団体に対して通知が出ているが、それに準じているのか、お伺いします。

また、町が行う事業の多くは民間への委託によるものです。その際に交わされる契約は公契約と呼ばれ、多くは一般競争入札によって業者が選定されます。当町においては、平成10年（1998年）4月、公共下水道の一部が供用開始以来15年、1社のみで託され、随意契約が続いていることに矛盾を感じておりますが、いかがか。

この2点をまずお願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、契約について2点御質問がございましたので、順にお答え

をさせていただきます。

まず、契約の適正化についての御質問に関しまして、お答えをいたします。

当町の公共工事の入札及び契約については、議員御案内の総務大臣、国土交通大臣からの公共工事の入札及び契約の適正化の推進についての通知に基づき、適正に進めております。

現在、当町においては公共工事を発注する際、従来より指名競争入札を中心に行ってきております。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によりますと、130万円を超えない案件については随意契約によることができるかとされているところですが、契約の原則はあくまでも競争入札であり、安易に随意契約によることがないよう本町では50万円以上の案件について、原則入札を行うこととしております。その際、指名競争入札を採用しておりますのは、工事施行の質の確保という観点において、信頼し得る業者を選定できるという点や、工事の早期発注が可能であるという点において有用であるとの判断によるものでございます。しかしながら、今年度より2,000万円以上の案件につきましては、機会均等や公平性等の点から、必要に応じて一般競争入札を採用することとしており、今年度、3つの案件について一般競争入札を行っております。今後においても、契約の基本が競争入札であることを踏まえ、契約案件ごとにより適切な方向で行ってまいりたいと考えております。

次に、1社のみと契約に関する御質問についてでございますが、議員御指摘の契約につきましては下水道の整備により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化が生じた一般廃棄物処理業者について、その受ける著しい影響を緩和し、業務の安定を保持するため、北方町における合理化に関する協定書で定められた補償業務として行うものであり、これらの契約につきましては岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会と岐阜県環境整備事業協同組合との覚書において、合理化協定に基づき、市町村が提供する代替業務については随意契約を基本とするということがございますことから、当町契約規則24条の2にその他の随意契約に関する特例の規定に基づきまして、随意契約を締結するものでありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 一般競争入札、あるいは指名競争入札の予定価格の事前公表を行っている自治体もあります。談合の温床になるような上げ膳据え膳と思われるようなことはないか。

また、町道500号線の道路改良工事についてでございます。他の工事では、ライバル会社として入札に参加されている業者の元請、下請のかかわりはいかがなものか。主任技術者の配置は元請か下請か、この点もお尋ねさせていただきます。

随意契約は、政令に定める要件に合致する場合でなければ行うことができないと自治法234条にうたっています。競争の原理と言われます浄化槽推進業者の委託はいかがなものか。特殊な業者としての判断か、そんな思いをしておりますが、その点についてお伺いいたします。

例えばある工事、1,500万の予算が組んでありましたね。それに1,499万9,250円で落札している。750円の差ですね。そういうようなことも実例として現実にあるわけですので、これは発注者と施工業者の談合かと思われる、そんなことも危惧しております。やはり税金ですので、透明

性をと、そのようなことを思っておりますが、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） では、幾つか質問があったわけでございますけれども、抜けるかわかりませんが、申しわけありません。

まず、事前公表をしているかということでございますけれども、当町としましては、予定価格については、事前、事後ともに公表はいたしておりません。

それから下請の問題ですけれども、下請につきましては、下請届を提出していただいて、それによって認めているか認めていないかということで、届を出していただいて判断をさせていただいております。基本的には、同一氏名の業者でも、下請に入ることに付いて、制約が法的にあるものではございません。

それから、主任技術者等の配置についてはどこがやっているかということでございますけれども、これは当然元請の施工業者が主任技術者等の配置について、現場の責任者においては元請で配置をしておるといふふうに聞いております。

ちょっと抜けておりますでしょうか。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 浄化槽の推進業者が、結果的には15年も委託され、聞くところによると10年契約ということで、平成19年3月に再度契約してみえるということは、これから10年ということは平成29年まではそのままだと、そんなふうには思っておりますが、何かいまち矛盾していると、そのようなことを感じております。

そして、例えば町道500号線の3路線を今やっておみえになるけど、あそこでは元請会社の工事用のダンプと申しますか、重機と申しますか、ユンボと申しますか、ちょっとそういうのは定かではありませんけれども、ただ下請の会社のそういうものが目立つんやね。異様に感じるんやね。たまたまこういう議会に参画させていただいて、そういうことに明らかと言ったら語弊もあるけど、わかるもんで異様に感じてが仕方ないんです。やはり元請と下請の区別というのははっきりしていただいて、ただほかの業種のときはライバル会社同士なんで、今回の町道500号線の3路線は、入札に下請の業者も入っておみえにならんけれども、そういうようなことを感じておりますので、そういうこともひとつ今後念頭に置いていただいて考えていただければと、そういうふうに思っております。もし答弁があるんやったら、よろしく願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） ただいまの、業者が現場にいろいろとダンプとか、下請の業者が目立つというものです。これはよくわかりませんが、それは当然下請で入っている業者さんのトラックや何かはそこにおりますので、その比率が高い低いというのはちょっと私のほうでは判断し切れませんので、お答えはできません。見た目だけだと思います。

もう1点、北方町における合理化に関する協定というのを結ばせていただいておりますので、これの中には、当然その裏づけとなる法律がございますので、その法律等に基づきまして適正に

随意契約を行わせていただいているということで、前々からも、平成8年12月26日に当初1回目の合理化の協定を結ばせていただいたときから、丁寧に御説明をさせていただいて契約をして、平成19年に再度更新をするときにも、また議会の皆様にも丁寧に御説明をさせていただいて、協定を結ばせていただいているというところで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（立川良一君） 伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） 下請業者も、行政のほうへちゃんと申告はされておるといことですね。はい、わかりました。

先ほど1,500万の件でちょっとお尋ねしました。本体価格が1,428万5,000円、これに1.05の消費税を掛けて1,499万9,250円で落札してみえる業者も現実にあるわけですので、そういう点もまたお考えいただいて、改善できることは前向きに改善していただきたいと、そのようお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 一般質問の途中ですが、ちょっと休憩をしたいと思います。

10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（立川良一君） 再開をいたします。

次に、日比玲子君。

○10番（日比玲子君） では、一問一答形式でお願いしたいと思います。

まず防災無線についてであります。北方町の防災無線通信施設の設置及び管理に関する条例によりますと、第1条で目的が4つ書かれていますが、町の防災計画に基づく安全の確保と防災行政の円滑化を図り、もって町民の福祉の増進に寄与すると書かれているわけですが、従前から聞こえないとか、聞こえづらいとかと言われ、町でもこの防災無線の調査をかつて行ったわけですが、その結果はどうなったのでしょうか。ほとんど私のところでは、加茂町もそうですが、変わらないと言われています。気象条件の異常さ、福井の原発銀座と言われるところでもし過酷事故が起きたとき、また南海トラフの地震が起きたときなど、この防災無線はとても大事ではないかと思えます。住民に聞こえなくては何の意味もありません。本巢市のほうが大変よく聞こえます。ぜひ全町に聞こえるように、お金をかけて調査したので、その調査の結果はどうだったのか、今後どうされるのか、お尋ねをしたいと思います。

まず1問、お願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、町防災行政無線の難聴調査の結果等についてのお尋ねにお答えをいたします。

現在運用中のデジタル同報系の防災行政無線については、平成18年度に整備し、屋外支局の本

数を16本から22本へと大幅にふやすとともに、設置位置を再検討し、難聴地域の解消に努めたところでございます。しかしながら、昨今の住宅事情の変化等による難聴の苦情もいただいております。平成23年の9月定例会において、日比議員から一般質問で御指摘を受けたところでもあります。

こうした地域の声等を踏まえまして、町では昨年度、同報系防災行政無線の音響調査を実施いたしました。聞こえづらいと苦情をいただきました町内の7カ所において調査を行いましたところ、4地点では問題なく聞くことができたものの、机上計画で音響エリア内となっていた、特に町境の地区3地点については可聴レベルが低く、耳を澄ましていけば聞こえる程度の音響状況であることがわかりました。これまでも、スピーカーの方向調整等を順次行い、解消に努めておりましたが、それでも解消されない場合は、可聴域をできるだけ狭めずに、指向性の強いスピーカーへの交換を検討する等、問題の解消を行う必要があると認識はしているところでございます。今後も、無線の点検を行う際には、さらなる調整を図ってまいります。

なお、支局の増設は、放送音声の共鳴や反響音が発生すること、また電波のふくそうを招くということで、東海総合通信局の指摘もあることですから、今後行う予定はございません。また、以前からもお話があります各世帯への戸別受信機につきましても、おおよそ予算として3億円程度の莫大な経費がかかるということと、住民移動の多い本町では、管理面で多大な負担を要することから、導入は現在検討しておりません。

また、防災無線の音響状況は、車両や生活の音による周辺のノイズや季節、気温によって変化もします。

こうした状況を解決するための一つとして、現在、無線放送については聞き逃した人のために放送内容確認電話サービス、これは電話番号が322-1199を設けております。この番号を広報紙防災ハンドブック等で周知をしているほか、非常時には無線放送だけではなく、広報車両等による町内の巡視等による周知を行ったり、また携帯電話へのエリアメール配信も実施することとしております。

町では、今後も継続的に難聴地域の調査を行い、無線設備の点検時期等に合わせて調整を行い、また今後の改修等の検討も行ってまいりたいと考えております。可能な限り、難聴地域の解消に努めるとともに、防災無線以外の効果的な情報伝達手段についての情報収集及び研究に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今、答弁をいただきましたけれども、防災無線の難聴地域についてはこれからも調査をされるということですが、私たちは町境だもんで、本巢市のほうがすごくよく聞こえるんですね。ずっと前に、これは一般質問ではなくて、前総務課長に聞いたら、日比さん、窓をあければいいわと言ったもんで、窓をあけておるうちに放送が終わってしまうということもありましたので、なるべく皆さんに聞こえるようにしてほしいということと、それからテレビでテロップが流れて、この間の大雨のときだったですか、糸貫川が大変危ないとかいって出たもんで、見に行ったら結構な人が見に来ておったという話もありますので、その辺、北方町

は防災に対してどうやってやっていくのかということは、とても大事ではないかと思しますので、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、消費税の値上げについてであります。政府は、税と社会保障の一体改革と言ひながら、財界の言うことはよく聞き、社会保障は切り捨てられるのが現状です。消費税は、富裕層や貧困層に同じにかかります。私は最悪の課税だと思ひます。税というのは、応益ではなく応能負担にすべきと思ひています。国民から消費税を取り、法人税を下げたり、復興特別法人税を1年前倒して廃止したり、政府はどの顔を見ているか、明らかではありませんか。

法人税を下げれば労働者の賃金を上げると言ひていますが、労働者にはなかなか回ってきません。私は今ある企業の内部留保は260兆円とか272兆円とか言ひていますが、1人1万円の賃金引き上げが可能と言ひていますが、この10年間は給与は下がりつ放しであります。町に対して、25年度予算は地方消費税が、予算ですが1,400万円入っていますが、工事などで消費税などがかかると思ひますが、影響はどのくらいあるのか。

そしてもう1つは、町では料金、利用料などがありますが、これらに消費税が転嫁されるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

まず、下水道とか上水道には0.3%分転嫁されていますが、あとの部分について質問したいと思います。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、消費税の値上げに関して、町に対する影響額及び料金、利用料への転換についての回答をさせていただきたいと思ひます。

まず、町に対する影響額についてであります。

詳細な影響額を申し上げることはなかなか難しいところではあります。まず歳出にしましては、需用費、役務費や委託料などの物件費や、維持管理費及び工事請負費などが影響を受けることとなります。例えば平成24年度の一般会計の決算統計においては、その合計額は16億9,000万円となっております。工事請負費などの投資的経費は毎年変動があるため、今後、同程度の負担増が発生するわけではありませんが、仮にこの額をもとに消費税が3%上がるとしますと、4,800万円程度の影響が出ることとなります。

一方で、歳入においては地方消費税交付金が増額となります。現在、消費税5%のうち1%が地方消費税として県及び市町村に配分されておりますが、今回の税率改正により、地方への配分率は0.7%プラスする1.7%に引き上げられることとなっております。地方消費税は、県が全額を徴収した後に、その2分の1の額を人口及び従業員数により案分して市町村に配分していますが、今回の引き上げ分は、全て社会保障関連経費に充てるものとされているため、全額、人口により案分して配分されることとなっております。そのため、今回の引き上げ率から単純に町の収入増分を計算することは難しいですが、おおよその見込み額としては、仮に人口による案分率のみで試算した場合、平成24年度決算額は1億5,130万円でありましたが、これに対しまして約7,000万円の増、2億2,000万円程度になります。しかしながら、地方消費税交付金の約75%分は地方交付

税の算定の際に基準財政収入額に算入されるため、これは翌年度の地方交付税額が減額されることとなります。この部分を勘案いたしますと、実質的に歳入増額分は約1,500万程度になると見込まれております。

次に、料金、利用料への転嫁についてでありますけれども、現在のところ消費税の課税対象であります、先ほど申された上下水道料金については平成26年4月より行う予定でございますけれども、こちらについては、参考までに平成24年度の決算ベースで、上水道事業では700万、下水道事業では900万ほどの消費税を納付しております。これにそれぞれ3%程度の納税額の増が予想されます。

今回、その他の料金、利用料については値上げを予定しておりませんが、今後消費税の増税による維持管理経費の増大などにより町の負担が過大であると判断した場合は、近隣の市町村の動向にも注意しつつ、住民の皆さんの負担が重くなり過ぎないように十分配慮した上で、必要に応じて料金の改正を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけど、料金とか利用料は一応今の時点で上げないということですので、再来年の10月には10%という案が出ていますので、ぜひそういうところに影響しないようお願いしたいと思います。

今上がると言われているのが電気とか、水道は町の関係ですが、ガス、電話料金、それからJRの汽車賃とかいっぱい、わずか3%といえばそういうふうになっていますので、なるべく生活に影響が出ないように、町としては利用料とかそういうものは上げないように、ぜひお願いしたいと思います。

次は北方町の教育についてであります、12月11日付の各新聞が1面トップで、いじめ最悪19万件と報じました。1985年の文部科学省の調査以来、最悪だそうであります。

いじめの内容は、複数回答で、悪口やおどし文句、冷やかしかからかい、パソコンや携帯電話での誹謗中傷だそうであります。

県教委の学校支援課によれば、2012年度に発生したいじめは、前年度比で24%増、インターネットに接続しやすいスマートフォンなどの普及で、会員制交流サイトを舞台にしたいじめがふえたということでもあります。

前回、教育の問題で質問しましたが、その後、北方中学校の問題で私に手紙が届きましたが、無記名のために、臆測で話をしてはいけないので内容については触れませんが、その手紙については中学校長、教育委員会にも手紙を出したとありますが、教育委員会に手紙が届いていますか。また、その内容について調査はされたかどうか。

それから、北方中学校は今荒れていると。私は議員をずうっと長いことやっているんですけども、ことしになってから、ありとあらゆる人から北方中学校は悪いね、どうなってまったのということをよく聞きました。そういうことも含めて、本当に多くの方がそういうことを言われます。この問題について、町はどのように考えておられるのか、教育長としてはどのようにお考え

なのか、その原因はどこにあるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずは議員、先ほど安藤議員のときにもお話ししましたが、差出人不明の手紙について、なぜ届いたときに教育委員会に相談に来てくださらなかったのでしょうか。本当に北方中のことを思い、北方町のことを思ってくださいているのなら、この議場で質疑がされるというのは、とても悲しいな、寂しいなと思います。ぜひ新聞配達だけでなく、もっと情報交流を日ごろからできたらいいなということを思っています。

さて、北方中の保護者の方や、きょう保護者が見えていますが、町民の方々に不安や心配をおかけして、本当に申しわけない気持ちでいっぱいです。まして、先ほども出ましたが、3月まで中学校にいた私にとっては塗炭の苦しみ、断腸の思いでいっぱいです。

さらには、町長より、先ほどの答弁にもございましたが、子供たち、そして教育に対して特段の御配慮をしていただいております、予算も教育には手厚くしていただいているのにもかかわらず、中学校が落ちついていない。その原因はどこにあるのかと問われていますが、逆に私が日比議員にお尋ねしたいと、どこにその原因があると思ってみえるのかということをお尋ねしたいと思います。

まさか、その原因は学校にあるなんて思ってはみえませんよね。担任の先生が悪い、そして校長が悪い、人事異動のせいだ。そして、教育委員会に言っても何もしてくれないなどと思っていないとは思いますが、そうやってその責任の矢印を人に向けるのは簡単なことです。でも、ほかに矢印を向けていただければ、何も問題は解決しないと私は思います。

もちろん学校に要因があるのも否めません。御存じでしょうが、一昨日の新聞にも、見られたと思いますが、精神疾患で休職する教員が全国で5,000人もいると。若い教員からは、負担が大きく将来が不安と悲鳴が上がっているという記事が出ていました。北方中の先生方も、まさに今そんなときだと思えます。指導困難な生徒、そして保護者、地域の声、そして議員の声にびくびくしながら、今倒れてしまうんじゃないかなという、そういった危険もはらんでいます。そんなせっぱ詰まった状況でいるということも承知してください。

そんな中で、先生方は一生懸命頑張っておってくださるんですが、チーム力も弱まり、厳しく生徒を諭す力も減少しているのも事実です。でも、それ以上に、生徒自身に見られる要因として、規範意識やコミュニケーション能力、そして我慢する力が不足していたり、何よりも小学校からの基礎学力の未定着。そのため、夢や志を持たず、楽な方向へと流れてしまうという傾向が見られます。さらには家庭教育力のなさ、核家族、共働き、少子化、孤立化、過保護、しつけ不足などなど、家庭の要因はさまざまですし、根が深いです。また、子によって、それぞれの要因が複雑に絡み合っていると思います。まさに子供は大人の模倣なのです。だからこそ、責任を学校や先生に、そして問題の生徒にだけ向けるのではなく、今こそ地域を挙げてこの問題をしっかり見詰め、何をやっているんだと批判するのではなく、自分のできることから、学校に、そして先生に、そして中学生やその保護者に働きかけていくときだと思えます。

教育委員会としましては、先ほどの安藤議員のときにもお話ししましたが、校長の経営方針に

適切な助言をしながら、全面的にバックアップしていきたいと思います。また、人事面、そして予算面でも補強をしていきたいと思っています。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 何か私が部外者で悪いようなふうですが、私の思いは、北方町の卒業生として、北方中学校3年間の義務教育だから、その辺で学校と地域と家庭、その3つが一緒になって、一部、四、五人かもしれないけど、その子供たちをどうしていくのかということが問われていると思うんですね。それを一方的に議会で質問したりとか、手紙を見せてくれたらいいとか、そういうことじゃないと思うんですけどね。やっぱり私の思いは、何とかして北方中学校の生徒たちを一人でもいい子供になってほしいという思いがあって質問しているので、その辺はちゃんと理解してほしいと思います。びっくりしましたけれども。

それから、岐阜新聞で「届かない悲鳴」とかいうのを連載でずうっと載せているんですけど、お読みいただいているとは思いますが、学校に言ったり、教育委員会に言ってもらちが明かないので、裁判をやっても、結局一人の親が悪いような形になっちゃっているんですね、これずっと読むと。そういうのを読んでみると、学校というか、教育委員会とかそういうもんかなと思っちゃっているんですけども、さっきも中日新聞かどこかの新聞だと思うんですけども、過労死が大体80時間以上、先生たちが働いていたら過労死になっちゃうんですね。結局校長、それから副校長とかいって縦系列になって、昔は鍋ぶた方式だったんですね、学校の先生たちも。校長がいてみんな平等で、下の先生たちがいて、学年の委員会とか何か開いて、こういうことをどうしたらいいとかいって先生たちも話をしていた。だけれども、縦系列になっちゃってなかなか話ができないような状況になってきている。それは国の問題もありますけれども、そういうことを含めて、私は地域と保護者と、それから学校と3つで何とか子供たちを一人でもよくしたいという願いで質問していますので、その辺は理解してほしいと思います。

○議長（立川良一君） 教育長。

○教育長（西原 朗君） ありがとうございます。日比議員と同じ考えだと思います。同感ですので、ぜひ頑張っていきたいということを思います。

1つ、答えが見つかったんです。それは、実は先日行われた少年主張大会がありました。そのときに、栄町に住む北中3年生の女の子がこんな作文を読み上げました。

私は、栄町が大好きです。なぜなら地域の人々の温かさを感じるからです。学校の登下校では、毎朝同じところに立って挨拶をしてくださる人がいます。いつも「気をつけてね」と声をかけてもらえるので、気持ちよく1日のスタートが切れます。また、別の方は、小学校のときから会うたびに「元気」とか「大きくなったね」などと声をかけてくださいます。私のことを気にかけてくださっていると思うと、とてもうれしいです。いつまでも元気でいてほしいと思います。栄町も、私が小さかったころに比べれば、道路もよくなり、家も多く建ち、公園もコンビニもでき、風景も変わりました。でも、そこに住む人たちの優しい心は変わっていません。私は、今も、そしてこれからも栄町が大好きだし、栄町に住む人たちも大好きです。いつもありがとうございます。

す。これからも見守っててくださいと機会があれば伝えたいと、彼女は主張しました。まさに、これが町長おっしゃる人間都市北方町だと思うんです。

北方町のどの地域でも子供たちが地域が大好き、自分のことを気にかけてくれている地域の人
が大好き、そんな地域の人たちを裏切るなんてことはできない。ありがとうというお礼を言いた
いという感謝の気持ちがあれば、道を外すことはないと思います。

ですから、日比議員おっしゃったみたいに、地域と、そして保護者と子供がみんなで北方町を
よくしていきたいと思いますので、ぜひこれからも教育に、そして学校にお力添えをよろしくお
願いします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 4点目ですが、生活保護についてであります。

8月に実施された生活保護基準の引き下げは、住民税非課税限度額の算定、就学援助など、さ
まざまな制度に影響を及ぼします。厚生労働省は、国の制度38件、東京のある区では63事業、あ
る市では51事業に影響すると言われていています。北方町でも幾つかの影響を受けるのですが、
具体的にどのような事業に影響があるか、お尋ねをします。

また、この生活保護基準の引き下げによって、家計の収入は変わらなくても就学援助費がゼロ
になる可能性さえあります。前の教育長は、生活保護の1.3倍の人に就学援助費を支払っている
と言われましたが、生活保護が引き下げられて、どのように就学援助に影響するか、お尋ねをし
たいと思います。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、生活保護法の改正に関連して御質問がございましたので、
お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、生活保護基準の引き下げにより、町の幾つかの事業に影響が及ぶのは間
違いのないところでございます。

一言に影響と申しましても、直接的なものもあれば間接的なものもございまして。例えば生活保
護基準の引き下げに伴って、個人住民税の非課税限度額が引き下げられるようなことがあります
と、影響の及ぶ事業の範囲も広がります。よって、現時点で具体的に幾つということは申し上
げられませんが、当町の例規集等において、保育料、障害者自立支援給付等、生活保護や町民税
非課税の区分による規定が幾つあるかを見ますと、おおよそ30程度の事業に影響が及ぶ可能
性があることが確認できております。ただし、国はできる限りその影響を及ぼさないように対応
するというを基本として考えているということでございますので、今後、国の動向等を注視
してまいりたいと考えております。

また、先ほど例を申されました就学援助費につきましては、北方町要保護及び準要保護児童・
生徒援助費支給要綱に基づき、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に就学援助費を支給して
います。援助の対象者は、主に母子家庭・父子家庭世帯や、市町村民税非課税世帯などでありま
すが、親の失業や病気等で現在の生活状況が極めて悪い場合等についても、申請により、審査を

経て就学援助を行っています。

生活保護基準が引き下げられた場合においても、一律に対象外とするのではなく、生活の実態により判断してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 就学援助のことを言いましたけれども、それほど影響は受けないということではありますが、なぜこんな就学援助制度ができたかといいますと、憲法26条の義務教育は無償であるというところに発して、学校教育法の19条で、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない。ここから発していますので、北方町は貧しい人も多いわけですので、そういうことを鑑みて、ぜひこれからよろしくお願いいたしますと思います。

次は、職員の定年後の対応についてであります。平成25年度で退職する職員は、報酬比例部分の年金の支給が61歳に変更されたことにより、1年間は無収入になってしまいます。その後、段階的に支給開始年齢が引き上げられ、平成37年度にかけて65歳に引き上げられます。60歳で退職する職員は、5年間無収入になってしまいます。他の企業においては、82.6%が継続雇用で無年金にならないような対策がとられているところもあります。

県下では、県のホームページによりますと、全自治体で再任用の条例が42市町村でつくられています。しかし、再任用は21年度の実績では、一般行政職で町村ではわずか3人です。技能事務職で1人、それを含めると町村で県下で4人です。これまで、報酬比例部分の支給は行われている状況の制度でしたが、今後退職者は無年金状態となります。したがって、定年を延長すべきではないか。町にも再任用の制度はつくってありますが、無年金となる状況を考慮し、毎年の退職者を今後どのようにされるのか、対応策はあるのかどうか、お尋ねをします。

なお、年金がない以上に、希望者全員、いろいろ条件、一生懸命働いている、何か条件がありますけれども、希望者全員を再任用すべきであると思いますが、いかがでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 町職員の定年後の対応についての御質問がございました。

現在、公的年金の受給開始年齢は、国民年金、厚生年金、共済年金の全ての年金の支給開始年齢が65歳からにすべく、段階的に引き上げを行っていることは、先ほど議員から御案内のありましたとおりでございます。そのため、定年から年金支給開始までの無年金期間に関する問題を解消すべく、政府は60歳定年制を廃止し、65歳までの定年延長を求め、民間もこれに応じつつありますが、企業体力のある大企業でも遅々として対応が進んでいない上、中小零細企業においても同様の状況にあります。人事院でも、同様の問題に対する取り組みとして、公務員の定年延長に対する意見を提出してはいますが、法制化は依然として進まず、抜本的な対策が講じられておりません。

そうした中、町におきましても、代替策として職員の再任用に関する条例を整備し、この雇用

問題に関して取り組んでまいりました。しかしながら、再任用職員については、条例上の職員定数の中で計上されるため、職員適正化計画における管理運用が非常に難しく、再任用したために減となる職員数のしわ寄せは、新規採用職員を減ずることとせざるを得ない状況です。これは、職員の年齢構成をいびつなものにし、今後の職員育成上、障害となる上、将来性がある若者の就業機会を奪うことにもつながりかねません。このように、矛盾点もございます。

また、方策の一つとして職員定数の増員も考えられますが、昨今の厳しい財政状況下では、すぐに実現することは難しい状況であります。

ちなみに、再任用職員を雇用している自治体の状況を申し上げますと、長年にわたる行政経験の裏打ちされた知見を大いに活用し、後輩諸君の育成指導に尽力をされておられる方もいらっしゃれば、係長級程度まで降格されたことにより、これまでどおりの活躍ができず、ふなれな実務のために、他の職員の負担となっているような例もあると聞いております。

このように、再任用については多方面にその効果や運用方法を検討していかなければなりません。簡単な問題ではございませんけれども、残された時間もそれほどあるわけではないことも承知しておりますので、私どもといたしましても、周辺自治体の動向を注視しながら、効果的な方策について、今後とも研究・検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今年度退職になる人は4人ということですが、毎年毎年出てくるわけですので、悠長なことはやっておれないという思いはします。それで、他市町村の状況を見ながらということではありますが、基本的には自分の退職金と今まで積み上げてきた貯金などで何とか賄ってほしいという思いと、もう1つは、一生懸命自分の在職期間中に働いた人であれば、再任用という形になるような話もありましたけれども、なかなか難しい問題だと思いますが、結論とまでは言いませんけど、今度4人退職される人に対しては、こういう話があるけどどうやろうとかいうことは聞かれたと思いますが、どうでしょうか。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 退職される方が今後どうされるかということなんですが、私どもとしまして、長年北方町に尽力をされた方たちですので、できるだけいい方向にとは考えておりますけれども、やはりポストの問題もございますし、他の、例えば臨時職員等は一般から公募して、その人たちにも職業についていただく機会を設けなきゃいけないというようなところで、矛盾となる点もございますので、その辺をうまくバランスをとりながら、退職される人のお話も聞きながら、できるだけいい方向で検討はしてまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） では、いい方向で検討されるようお願いして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 次に、安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから3点につき

まして一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

まず1つ目は、たび重なる大災害の教訓と危機管理についてであります。

「未曾有」「想定外」という言葉が日常に満ちあふれた、ことしの日本の気象であります。各地で大雨などによる災害が多発をし、報道機関では「災害列島」と、ありがたくない呼び名で大きく取り上げております。

9月議会の一般質問において、北方町地域防災計画の中で、重大なおそれを警告する特別警報についての取り組み、洪水時における避難勧告・避難指示の発令、住民への情報伝達などについてお聞きをいたしました。が、気象庁は運用開始早々の9月16日、京都、滋賀、福井の3府県の初の大雨特別警報を発表しました。大きな被害が出る中で、3府県の自治体、住民はどう受けとめ、どう行動、対応したかということが今検証をされております。ある自治体では、大雨特別警報が発表された場合、防災センターに特別警戒配備態勢をしき、関係職員の連絡会議を速やかに開くようマニュアルを改正したため、スムーズに稼働、早目の避難勧告などの災害予防対策に取りかかれたという報告もある中で、二、三の自治体では、この大雨特別警報を住民に伝えなかったという事例も挙がっております。

1カ月後の10月17日には、東京都大島町で、大型で強い台風26号の猛烈な雨による土砂災害で、甚大な被害が発生をしました。気象庁が、自治体に再三にわたり直接注意喚起を図り、避難を促したにもかかわらず、避難勧告を出さなかった問題が大きくクローズアップをされました。また、当時行政トップの町長は出張で不在であったわけで、そうした場合でも役所としての危機管理が適切に行われる体制が当然求められると思えます。なぜ大切な命を救えずに、大きな被害を生んでしまったのか。たび重なる大災害の教訓を、本町の防災にどう生かしていくのかについての考えを聞きます。

次に、洪水ハザードマップについてであります。

洪水ハザードマップは、平成17年7月に水防法が一部改正されたことに基づいて、市町村長によって発表されるもので、洪水時に住民が安全に避難するために必要となる情報として、浸水の範囲、深さ、避難所、避難時の心得などが記載されているもので、平成20年3月に北方町洪水ハザードマップが作成、発表されていますが、ことし8月に作成、発表された理由はどういったところにあるのか、お聞きをいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） では、議員御質問の、たび重なる大災害の教訓と危機管理についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、最近の災害は、これまでの私たちの常識の枠を超えて大規模化したり、局地的に甚大な被害を及ぼしたりと、その様相が変化してまいりました。そのため、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、気象庁では、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、これまでの警報のさらに一段上の段階である特別警報を行うこととし、8月30日より運用が開始されたところであります。

気象業務法第15条の2第4項では、特別警報の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならないと、通常の警報の周知に係る努力義務をさらに強めた規定が定められています。特別警報の性質に鑑みまして、一般住民への周知は当然実施しなければならないものでありますし、これが周知されなかったために住民が被害に見舞われるようなことはあってはなりません。

9月の台風18号の豪雨災害時の複数の市町村の対応の不備を重く捉え、岐阜県からも、9月27日付で「防第273号、特別警報制度施行に伴う住民への周知方法について」が発出され、私ども市町村に対して、適切な対応をとるよう求められているところでもあります。

このあたりのことも踏まえまして、前回9月定例会の議員への答弁でも申し上げましたとおり、災害時初動態勢の抜本的な見直しを行い、防災体制の強化に努めてまいりました。

10月20日の防災訓練についても、大雨被害を想定したものを計画いたしましたでしたが、悪天候により地域的な実施に至りませんでした。職員の初動態勢確立訓練等については計画どおり実施し、体制整備上での問題点について職員たちみずから点検を行い、問題を共有する機会を設けたところです。また、10月の台風26号接近時には、当町においても総務課、都市環境農政課の担当者が初動時の対応として役場に待機し、町長などとの連絡体制を確立するとともに、見回りを実施いたしました。

大島町の教訓としては、特別警報が発令されなかったものの、10年に1度の規模と言われた台風の進路に当たる可能性があったにもかかわらず、町長、副町長とも不在で適切な対応がとられなかったことは、彼らにとって痛恨のきわみであることは想像にやすいところです。この事例を受け、消防庁から大雨等への対応について再度安全対策の強化に努めるよう、内閣総理大臣指示事項が伝えられ、私どもといたしましては、大島の事例を他山の石として同じ轍を踏むことがないように、災害対応を最優先事項とし、また避難勧告や避難指示を適時適切に発令できるよう体制の再点検を行いました。

この2つの教訓を生かし、いつ起こるともしれない災害に対して万全の対応がとれるよう、不断の努力をしていかななくてはならないと、決意を新たにしております。

もう1点、変わりました。ハザードマップの発行についてでございますが、これは前回、平成19年度に発行したものを見直し、このたび防災ハンドブックとあわせて町民の皆様にお配りをいたしました。これは、東日本大震災以後に国や県で抜本的に防災体制の見直しが行われる中で、ハンドブックの内容を再点検し、あわせて洪水及び地震防災ハンドマップを更新したものであります。計画では、ハンドブックの中にページとして織り込むことも検討しておりましたが、マップとしての使用方法を損なうおそれがあるということから、前回どおり単独マップとしても活用可能な形のとさせていただきます。このように、中に差し込む状態ということですね。

前回発行のものと比べて浸水被害想定等が最新のデータ（23年3月のもの）に置きかわっていること、また本年3月に洪水ハザードマップの作成の基準が変更されたことも加味しまして、作成時に把握できた最新の情報により整備をしたところです。

今後、広報紙の紙面等を通じて活用方法の紹介なども行い、住民への防災教育を充実させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今答弁していただいたわけではありますが、大きな災害を小さな災害、いわゆる減災をするには、自助・共助・公助の3つがうまくかみ合わないと、なかなか減災につながらないのではないかというふうに私は思っております。

今、総務課長のほうから危機管理を含めて防災全般についてのお考えをお聞きいたしまして、前回9月の一般質問から、かなりまた新たな施策もいろいろやっておられるということで、本当に安心をしたわけであります。

そこで、二、三質問をしていきたいと思っておりますが、まず第1に、きょう持ってきましたけど、防災ハンドブック、これ2つ持ってまいりました。これは平成20年の作成、それから平成25年の作成ということであるんですが、平成20年作成は、10ページぐらいが北方町に身近な情報というのがしっかり入っておったんです。今度はわずか2ページですよ。北方町の情報というのが、あとほとんど県・国からのいわゆる丸投げみたいな情報ばかりで、何か身近に使えるハンドブックではないのかなという気が私は率直に思いました。もう少し、町独自の取り組みがあってもよかったのではないかなということを思います。

それからもう1点、洪水ハザードマップ、これも前回のと今回のと2つきょう持ってきましたけど、まず洪水ハザードマップの一丁目一番地というんですか、一番肝心なことはやっぱりどのくらいの水の深さで、どのくらいの範囲で水が来るんだということが一番目的だと思うんですよ。それで、前回ですといわゆる50センチまでの水がつかるところ、1メートルまでつかるところ、2メートルまでつかるところ、5メートルまでつかるところでということ、4区分に分けられておったのが、今回3区分ですよ、0.5、3メートル、3メートルということ。先ほども自助・共助・公助の話をしましたけど、こういった情報がきめ細かな情報でないと、先ほどの自助にはつながらないのではないかなと。まず皆さんが、うちの家はどのくらい水がつかるといことは、前回4段階方式であったわけですから、3段階というのは大まか過ぎるのではないかなということが1点。

それから、もう1点お聞きしますが、この防災マップに要援護者施設というのが、前回15カ所載ってました。今度44カ所ということで約3倍にふえたんですが、このふえた理由ということと、それからこの要援護者施設がこのハザードマップから読み取れる意味合い。なぜこれが載っておるのか。一体全体、この要援護者施設とは何を指すのか、ハザードマップにどう必要なものか。3点お願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、3点の質問をいただきました。

まず1点でございます。ハンドブックについて、北方のオリジナリティーがないのではないかと、北方町の情報が少ないのではないかとということでございますけれども、確かに前回のものと

今回は全く違うものでございます。前回は見ていただきますと、「大地震そのときどうする」、今回は防災ハンドブック。これ何が違いますかということ、前回は地震に特化して書かせていただきました。最近には、地震以外にもいろいろな災害が多々発生しております、北方町の町民は北方におるだけではございません。例えば海辺にいたり、原子力に近いところにいたり、そういうところでいつどこで見舞われる災害があるかもわかりません。そういうところで、いろいろと町民が生き残っていただく、対応していただくためにはいろんな情報を載せたいということで、今回、大地震以外についても原子力の問題とか、見ていただくとわかりますが、風水害、特に今も話題になっている特別警報の風水害ですね。これとか、火災、津波、原子力と、いろいろなものを載せさせていただいたということで、若干ページ数がそういうところにとったということで、北方のオリジナリティーが薄れているという部分は、私どものほうもこれを作成した時点で若干危惧をしておったところでございます。

ですが、1点だけよく見ていただきますと、例えば何ページも少なくなったというふうに申されましたけど、私もこれをつくるときからよく見ておって比較をして、新しいほうに情報を載せるべきものは何なのかということは、検討させてもらった中で、基本的になくなっているものの中では、例えば防災行政無線の位置について、無線機のスピーカーの位置ですね。これが前の「大地震そのとき」のほうには載っていたんですが、こういうような情報はこのハンドブックのほうでは必要がないじゃないかということで、省かせてもらっている部分もございます。

また、ページ数が少なくなっているように見えますけれども、実は一つの地図の中に全ての情報を、見にくいかもしれませんが、取り込んでページ数を少なくして他の情報を載せたということもございます。

ということで、御指摘の部分というのは私どものほうも十分にはわかっておりますし、北方町の写真なんか載っていないものですから、身近な感覚で見ていただけない部分もあるということは、今回つくった後に少し反省点として思っておりますので、今後作成させていただくときには、十分その辺も考えてやらせていただきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、洪水ハザードマップの3段階表示というお話がございましたね。これにつきましては、御指摘のとおり、前回こういう青いマップで洪水ハザードマップをつくらせていただいたときに、確かに3段階以上、5メートル以上がありますので5段階になるのかもわかりませんが、4段階もしくは5段階の表示形式ということで、水深についての表示をさせていただいておりました。今回つくらせていただいているのは、御指摘のとおり3段階でございます。

どうしてこういうふうになったかということですが、まずこれをつくるに当たりまして、先ほども御説明しましたが、25年3月に「ハザードマップの作成の手引」というのが国土交通省から定められまして、改定をされました。そういう中で、表示の仕方は3段階が標準ですよというか、そういう3段階表示ですよという国の指針が出ました。それに基づいて行ったものでございますけれども、大まかな理由といたしましては、3段階にすることによって、まず水深という

のは必ずしも深さになるものではないので、今回住、民が見たときにまず床下の高さ、それから1階までがつく高さ、それ以上がつく高さ3段階で表示をすることによって、住民は自分の位置がどこにあるかということがわかって、基本的にどうなるかわかりませんが、自分の家は1階は水没するんだなということが把握できるということがまず一目でわかるような、わかりやすい表示方法というのを国が示しておりまして、その方法にのっとってやったものですので、これは御理解をいただきたいというふうには考えております。

それともう1点、要援護施設ですね。前回のほうにも要援護施設というのを表示させていただいて、その場所がふえているけどどういうことだということでございますけれども、実は要援護者関連施設につきましては、単純に言いますと、高齢者とか障害者、乳幼児等が利用する施設ということでございます。一般には、ここに書いてあるのは病院が主になっておりますけれども、あと円苑とかそういうところになってくると思うんですけれども、いわゆる災害が発生したときにそこには弱者がいるということで、この施設の人は危険ですからそういうところは避難をしなきゃいかん施設ですよということをわかるために、そこに掲載をさせていただいているのがまず1点でございますけれども、今回、それ以上に載せさせていただいているのは、前回は水がつく部分だけの表示をさせていただいておりましたけど、今回それに増して他の水のつかない部分についても表示をさせていただいております。これは、使われる皆さんが、要援護者関連施設というものが何やという把握ができない部分もございますので、病院等の必要な施設については、全て町内について明記をさせてもらったということで、ちょっとわかりにくい説明かもわかりませんが、基本はこの施設に見える人を救うための、水がつく施設ですということですを把握していただきたい施設であるというために表示をさせてもらっておるものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、いろいろ御答弁いただいたんですけど、まずハザードマップ、国のあれで浸水が若干変わったということで、それでまた国の指針も3段階がいいんじゃないかという話なんですけど、国交省が出してみえる一番最新の、長良川が氾濫したときどの程度つかかなんですけど、これ5段階ですよ。瑞穂も5段階。どこも3段階なんてないですよ。この表からとったんでしょう、このハザードマップというのは、これ5段階表示になっているんですけど、なぜこれが3段階になってしまう。これを見ると3メートルになっているでしょう。これを見ると5メートルまでになっている。3メートルと5メートルは全然違いますよ。3メートル以上ですから8メートルでも3メートル以上かもわかりませんが、先ほどの自助からいったら、どの程度つかかなんていうことはきめ細かく出さないとだめですよ。これが1点ね。

それからもう1点、今の要援護者支援施設の話ですけど、今、話を聞いていると、ただ単に病院が羅列されているだけじゃないですか、これ。その病院と何かのときに締結するとか、そういうことも何もしてないし、ただ単に載せてみえるだけでしょう。瑞穂も、前回は載っていたんですけど、今回全部ぱっさり外した。全く意味がないから。逆に、これを持った人がここへ避難でき

るのではないかというような疑問が出てきたために、今回全部ぱっきり切っているんですよ、これ。ただ、これ歯医者から全部載っていますよね。そこに水がついたら歯医者さんへ助けに行くとか、そういうような御説明だったんだけど、ちょっと僕違うと思う、要援護者施設の記載というのは、ハザードマップの記載ですよ。これ2点、もう一回お答えください。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 1点目の段階表示の問題でございますけれども、実はことし3月の時点でハザードマップの作成基準というのは改正をされております。ですので、これ調べてみますと、例えば本巢市とか瑞穂市については、作成をした時期がそれより以前のものでございます。岐阜県のそれは、ちょっと私どももその高さというのは把握しておりませんが、私どもとしては、国の指針に基づいて作成をさせていただいたということで、これが問題であるということであれば、また今後これを改正をするところで、また修正をしていきたいなというふうには感じております。

もう1点、表示の仕方について、確かにこれだけを見ると、ここに逃げる施設なのかなというようなイメージも持たれるところもございます。私も聞きましたが、他の市町ではもう載ってないですよというようなこともお伺いしましたので、これについても同じように、今後の検討として思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 2つ目の質問に入ります。

孤独死とは、内閣府の高齢社会白書に一人で息を引き取り、一定期間放置され、悲惨な状態になったものとしております。今、各地でこういった孤独死が相次いでおり、孤独死で亡くなった人数の公的統計はありませんが、ニッセイ基礎研究所2011年推計によりますと、2万6,821人と示しております。

国立社会保障人口問題研究所によると、今後75歳以上の高齢者が2035年には05年に比べると2倍を超え、家族構成では2030年にひとり暮らしが現在の378万世帯を大きく超え、1,824万世帯になり、そしてその4割が65歳以上としております。血縁、地縁、きずなが希薄になり、ともに支え合った地域共同体が瓦解をしていく中、高齢になっても孤立しない社会をどう築いていくかという取り組みが、行政にとって重い大きな課題となっております。

そういった中、本町においては、高齢者の身近な窓口として民生委員、地域包括支援センターや見守りボランティアなどを初め、高齢者の方がいつまでも安心して暮らせるようなさまざまな支援事業が、多岐にわたり行き届いたものが見られます。

一方、高齢者でない方の孤立死が今大きな社会問題となっております。先月11月18日午前11時40分、大阪市東淀川区のアパート4階の一室で義理の妹が死んでいると110番通報がありました。大阪府警東淀川署が駆けつけると、室内で住人と見られる31歳の女性が死亡していました。死後一、二カ月経過をしており、室内の食料は皆無で、所持金はほとんどなく、生活に困窮していた形跡が見られ、特に電気・ガス・水道など料金を滞納していたとのことで、供給がとめられ、生

き地獄の中、餓死に至ったとメディアは報じています。昨年の1月には、札幌の集合住宅で、姉42歳、妹40歳の姉妹が死後1カ月で発見をされました。この事案も電気など全てのライフラインが供給停止となっており、餓死していました。事前に役所の生活保護相談もあったとのことであり、もう一例挙げますが、さいたま市では、平成24年2月、60代男性、60代女性、30代男性、3人の遺体を発見。このケースも、電気など料金未納のため供給停止、餓死となったとしております。これら3例のように、生活が困窮された方が公共料金を滞納し、電気・ガス・水道等の供給がとめられ、孤立した状態で発見されるという大変痛ましい事案が多数発生をしております。

それを受け、厚労省は平成24年2月に自治体の関係部局・機関（民生委員を含む）等との連携体制が十分に図られていないという実態が見受けられるとして、生活に困窮された方に関する情報を自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、電気・ガス・水道等の事業者との連携体制を強化されたしと強く通達をしております。その後、同年5月には、厚労省と国土交通省の連名で連携を求める通達をしております。

そういった流れの中で、本町の考え、並びに取り組みをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（立川良一君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 生活困窮者の孤立死の対策として、電気・ガス・水道事業者と行政福祉担当局との連携体制への考えと取り組みについてのお尋ねであります。議員が述べられるとおり、当町では、これまで高齢者、障害者を対象に見守りを行ってまいりました。民生委員、児童委員による見守り台帳の整備、在宅介護支援センター職員による70歳以上のひとり暮らし高齢者の訪問、またさきの在宅介護支援センター訪問から、今後支援が必要になるであろう世帯には社協ヘルパーの毎月の訪問、そして平成23年度から発足した見守りボランティア北方による70歳以上の希望高齢者宅の訪問に加え、今年度は家族と同居していると訪問する機会も少なく、介護で困っている世帯の早期発見や、家庭内の状況を把握することで虐待などの早期発見につながることも、明治、大正生まれで介護保険等、公のサービスを受けていない方には、全員の顔を確認するという高齢者ふれあい訪問事業を実施いたしました。

そこで、このたびの議員お尋ねの高齢者でない方の孤立死に関してであります。これはこれまでもいろいろな場で話題に上りますが、議員も御指摘の高齢になって孤立しない社会をどう築いていくかという取り組みが行政にとって重い大きな課題になるというのは、同じ思いを持っております。

私たちが生きていくポイントは3つあると思っております。それは、貧乏と病気と孤独であります。貧乏と病気につきましても、もちろん万全ではありませんが、今日まで国も地方も、例えば年金とか生活保護等いろいろな制度が機能していますし、医療の問題も国民皆保険制度という世界的にもまれな制度が我が国では行われております。もちろん、いずれもまだまだ十分にその責任を政治的に行政的にも果たしているとは言い切ることができませんが、しかし、あえて言えば、仮に福祉が完璧に制度化されたとしても、なお残る問題は孤独の問題であります。

その解決策は、人と人が顔を合わせ、声をかけ合い、励まし合って生きる自治と連帯の精神と能力を太いきずなにした故郷再生、コミュニティー再生のまちづくりだと思っております。北方町が今目標としております人間都市、公園都市のまちづくりの視点がまさにここにあります。

この目標に向かって議員から御提案のありました電気・ガス等の事業者との連携協定を初め、生活困窮者の課題を含めた多職種連携による地域ケア会議の立ち上げを、ただいま検討しているところであります。今後とも御教示いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、生活が困窮されて公共料金が払えないということで、ライフラインがとめられ、孤立するというような事案で、国が連携を求めている中で、取り組みをお聞きしたんですが、具体的に電気事業者、ガス事業者、水道事業者は北方町にあるわけですが、そういったところの具体的な何かそういった連携というのはございませんか。お聞きします。

○議長（立川良一君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 電気に関しては中部電力、またガスについては東邦ガス、こちらのほうにお尋ねをしましたが、両方とも、検針に行ったときに、検針票をポストに入れるときに郵便物がたまっている、そういったことの通報はできますけれども、ガスをとめる、電気をとめる、その時点でお名前を教えてくださいということについては、やはり協力はできかねるというような御返事ございました。

水道については、役場のほうでやっておりますので、そういったところの連携はとれているかと思っております。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 事業所とは個人情報だとか、いろんなことがあってなかなか出していないということなんですが、ちなみに水道であります、何かお聞きしたら年間で60件ぐらい、水道の供給停止という話を聞いておりますが、例えば60件のうち、全部が全部お金がないから払えないということじゃなしに、中には払いたくないで払わん人もお見えになるんですが、本当に困窮して払えないというような、その供給停止の理由ですね、大体どのくらいあるんですかね。ざっくりでいいんですが、わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 議員のただいまの質問でございますが、年間では4回給水停止がありまして、今言われた60件程度というのは、1回に対して大体40件から60件、給水停止を行っている状況でございます。

やはり大半の60件、40件をとめる中に、内容としてはこう言うのはなんですが、ちょっとルーズ的な状況で、そういうのが大半です。本当に困窮して払えないという方が、僕の把握する範囲では大体10件未満だと思います。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） そういう事例がありますので、これから福祉課のほうとわかる範囲で連携

してもらって、困窮してみえて水道をとめたよという一報していただけるといいなというふうに思っています。

千葉県市川市、今、東京電力の間で連絡の協定の締結が結ばれました、生活困窮者に対して。この協定書の内容は、供給停止する際は市の福祉サービス課の提供する案内書、市が持っている案内書を、電気をとめると同時にポストに放り込んでくると。だから、こんなサービスを受けられますというようなことが、今東京電力と締結されております。さいたま市でも、そういった事業者との連絡協議会、これ全国で今始まっていますので、ぜひ御検討をお願いしたいなというふうに思っています。

最後の質問にします。3つ目は、糸貫川と蛍についての質問であります。

6月上旬から7月上旬にかけて、日没後、ひそかな期待を持って川岸を散策することが日課となりました。月明かりの中、川のせせらぎの音を頼りに水面近くまでおり、非日常の時間の大切さをかみしめ、しばらくたたずんでいると、この周囲の景観に溶け込み、一体となったと感じたとき、水面にかぶさる茂みの中からかすかな光が1つ、また1つ、それに呼応するかのように光の乱舞が幽玄の舞台へいざないます。この小さな自然の営みに、感動が胸を貫きました。糸貫川に蛍が戻ってきました。小さな瞬きですが、本町の糸貫川には自然発生の蛍は生息していないと言われておりましたが、まさしくコペルニクス的転回で、本町にとっては自然環境面において大変大きな出来事であるのではないかと思います。

私の記憶では、昭和30年代前半まで長谷川、糸貫川によく見られ、稲わらや網を持って蛍狩りによく行ったものであります。蛍は、高度経済成長期において、生活排水、産業排水、農薬などによる水質汚染と、河川、農業水路のコンクリート化など、生活環境の悪化に伴い、限られた里山近くの稲わらが広がる小川に生息域を縮めていきました。北方町においても、そのころを境に全く見るものがなくなりましたが、ここ数年、迷い蛍らしきものを数匹数えていましたが、ことは乱舞が見られるほど個体数をふやしました。

お配りしました資料で、蛍と糸貫川の水質について説明をしたいと思います。

まず、縦軸は糸貫川の水質の測定地点であります。糸貫川スタジアムと第一高校南、これは本巢市のほうから資料をいただきました。あとアピタ前の八切橋、新高橋は北方町の資料をもとに作成をしました。

次に横軸であります、この横軸は蛍が生息できる水質ということになっております。溶存酸素量DOとか、BOD、SS、ごみですね。それからpH、酸性かどうかというような枠であります。

糸貫川スタジアムと第一高校、これは無論蛍がかなり出たところですね。席田用水がございまして、ここはどこも大変基準がよくて、類型はダブルAがついておりまして、大変水質がいいところでございます。それが北方町、本町へ戻りますと、八切橋、新高橋に来ますと、平成10年はかなり汚れておったわけでありまして。ペケばかりついて、とても蛍の生息ができなかったわけでありまして、それが平成24年度になりますと、DO、水中に溶解している酸素量が欠乏すると魚

介類が死に、水の腐敗が起こる、こういったものもかなり改善されてきてまして、一番最後の類型ではダブルAがつくようになってきております。平成10年から平成24年にかけて、わずか14年なんですけど、著しく水がよくなってきております。この項目から、蜚が生息するのも可能というデータを見ていただいたというところでございます。このように、ゲンジボタルの生息できる水質に回復してきたと思われまます。

一方、蜚の生息に欠かせないのが、餌となる巻き貝のカワニナであります。カワニナの生息環境も蜚と同じで、水質、水深、水流などの条件が整わないと生息できない生物と言われております。糸貫川は、10年、20年前に比べると見違えるようにきれいな川になりました。町の鳥、カワセミは頻繁に姿を見せるようになりましたし、レッドリスト（絶滅危惧種）に指定されているヒメコウホネと同属のコウホネの群生もこの地区では唯一見ることができます。今に生きる私たちは蜚、カワセミ、コウホネ、豊かな自然環境の結晶として捉え、それらの宝物を未来に渡すことが課せられた使命と思います。

そこで、幾つか質問をしていきたいと思ひます。

蜚の生息環境、並びに水辺に生きる生物の観察地として、長谷川、糸貫川合流三角地の整備を行い、蜚、自然との共生を推進するまちを目指す考えはございませぬか。

次の質問として、河川において生活環境の保全に関する環境基準、AAからEまでの6段階の類型が定められております。糸貫川は、一部地域の新境川とともに、県内で最も汚れた川、Dランクでしたが、平成23年3月から基準をワンランク上げてC類型に指定をされました。より基準を厳しくすることがこの川を守ることであり、私たちを取り巻く環境を守ることの一丁目一番地と思ひます。B類型もしくはAタイプのランクアップを流域自治体とともに県に対して働きかける必要があろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

次に、環境汚染相互各種調査からお聞きいたします。

北方地区の糸貫川において、DO（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）など基準値がダブルA、A類型になってはいますが、大腸菌群数に限っては類型の基準値に当てはまらないこと、劣悪な数値となっております。その原因と対策をお聞きします。

1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 野崎眞司副町長。

○副町長（野崎眞司君） それでは私から、蜚などの観察地として長谷川と糸貫川の合流地点を整備し、そして自然との共生を推進するまちを目指したらどうかと、こういった御質問をいただきましたので、順にお答えをいたします。

安藤浩孝議員から今お話のありました、長谷川の糸貫川の合流地点に蜚が戻ってきたということについては、今日まで下水道事業等の水質浄化対策を積極的に進めてきた町としても、大変喜ばしいこととあります。これは、長谷川と糸貫川の河川環境が改善され、水生生物にとって良好な環境が整ってきたということであると思ひます。町としても、そういった環境はできる限り保全拡大し、次の世代につなげていくと、そういった取り組みが必要であると認識をしております。

当該箇所は、過去の護岸整備の経緯を振り返ってみますと、糸貫川の官民境界が不成立であったということもありまして、左岸はコンクリート構造物を施工せず、土羽護岸、いわゆる手つかずの自然状態の残った箇所であります。しかし、それがかえって生物の生息環境としては適していたのではないかと、このように推測をされます。よって、自然状態の合流点付近に蛍が戻ってきた現状を見ますと、今直ちに人工的に加えることが蛍の生息環境にとってどういう影響を与えるのか、あるいは整備するのであれば、どういう手法があるのか、どの程度まで、どの規模で整備を行っていくのか、これについて今後時期を見ながら、現地の調査をしっかりとやる。そして、その結果をもとに、専門家の意見を伺いながら、慎重に検討する必要があると、このように考えております。

また、蛍の生息地の保全拡大につきましては、大垣市の杭瀬川、こういった他市町の事例を見ましても、地域のボランティア活動が大変重要であると、このように考えております。地域からの声もよくお聞きしながら、町として何ができるか、検討してまいりたいと思います。

続きまして、自然との共生を推進するまちを目指したらどうかということについてでございますが、御案内のとおり、現在、町では人間都市、公園都市の実現に向け、多種多様な施策を実施しております。それを代表する箇所、事業として、高屋西部土地区画整理事業内において糸貫川の遊水地等を利用した、これは仮称でございますが、河川平和公園を県と共同で整備する予定で、調整を進めております。この公園は、本年11月12日付で国の川まちづくり計画の登録を受け、平和と環境をテーマとして整備を行うものでございます。具体的には、町は平和を主張できるような公園整備、そして県は河川管理者として自然環境に配慮したワンドや護岸整備を実施して、多自然川づくりを目指していきたいと考えております。完成後は、岐阜県にも協力をいただきながら、河川の体験型の総合学習を行うなど、子供からお年寄りまでが川に親しみ、そして学べる空間として活用してまいりたいと考えております。その場で川の大切さ、川の恩恵、そして自然との共生、時には災害の歴史、川の怖さ、そういったものを学ぶことによって、町民の川に対する愛着心をさらに、深めて環境保全意識の高揚につなげていきたいと、このように考えております。

そういったことから、まずはこの場所から、先ほど安藤議員がおっしゃったように、自然との共生を推進するまちを発信し、ついでに人間都市、公園都市の実現につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 私のほうからは、糸貫川の環境基準のランクアップを流域自治体とともに県に働きかける必要があるのではということについて、お答えをさせていただきます。

議員御存じのとおり、本巣市北方町地域については、大腸菌群数以外の水質調査の結果はA A、A類の水質基準を満たしておりますが、瑞穂市地内に入りますと、大きく悪くなっているのが実情です。

町では、ことし9月2日に岐阜県県土整備部主催で、北方町の住民とインフラを活用した魅力

ある地域づくりに向けた意見交換会が「清流の国ぎふづくりに向けた川づくりとまちづくりの連携」というテーマで行われました。その中で出席委員の発言にも上下流の連携が必要ではないか、例えば流域市町村と行政と住民の連絡協議会をつくってはとの意見もあり、県より非常に重要であると考えているとのお答えをいただいておりますので、今後、流域自治体と県と協議、連携を図り、環境基準のランクアップができるように働きかけてまいります。

また、大腸菌群数の多い原因と対策につきましては、公衆衛生検査センターや県環境管理課にも相談をしましたが、具体的な原因や対策がないのが実情のようです。今考えられる原因については、家庭雑排水は無論のことですが、特に渇水期や農業用水の利用時に多くなることから、水量の少ないときや、自然界の土の中にも多くの大腸菌が含まれていますので、水田等を通過することによるものと考えられます。

対策としましては、先ほどお話ししました流域自治体との連携、町としては下水道接続率の向上、住民環境保全に対する意識向上が必要と考えております。今後も周知を図ってまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） ただいま副町長から御答弁いただいて、こういった整備をすると、蛍の生息環境が著しく阻害されて、環境破壊につながるというような御指摘だったんですが、私は今まで県や国が進めてきた大きな土木工事で河口堰をつくるとか、ダムをつくるとか、川の三面張りをやるとか、そういうことは全く言っていません。わずかながらアプローチで下へおりられるスペース程度の整備だけであって、当然蛍というのは土がないと、1回潜って1回出ますから、よう承知しております、その辺は。だから、水、土、空気、いろんなものがあってこそ蛍が生きているわけですから、全く私はそんなことは考えておりませんので、その辺はちょっと御理解をいただきたいなというふうに思っています。

それで、ちょっとお聞きしていきたいところがあるんですが、先ほども国交省の河川環境づくりを支援する制度、川まちづくり計画という事業をお聞きいたしました。環境学習の場としての活用だとか、それから流域で暮らしている皆さんが少しでも水に親しむ、環境に敏感になるというか、そういう意識高揚をする目的としたということで、全く私も同感であるわけですが、そこで1点、こういった整備についての、高屋のことじゃなしに蛍の整備地区についてですが、平成24年4月1日から清流の国ぎふ森林・環境税というのが導入をされておりますよね。個人年額が1,000円、そして資本金均等割額の10%で法人から今いただいておりますということなんですよ。

それで、ざっくり私の試算でちょっと乱暴かもわかりませんが、今課税対象者が北方町は8,700人ぐらい見えるということで、870万ぐらい、1,000円徴収するといいただいております。それから、法人も均等割額10%にすると416人ぐらいおいでになるということで、合計すると1,171万円ぐらいになるんですよ。これちょっと前後すると思いますよ。1,000万超すぐらいの森林・環境税を北方町は払っていると。これ5年続けると5,500万、すごい金が県に納められておるんですよ。そういったものが北方町に、そういった地域に愛する川があれば、こういったものを活用

するとかいうようなものがあるというふうにお聞きしたんですが、そういうものがあれば一遍紹介をしていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどのランクアップの話なんですが、例えば北方町以南、以北によって、北方町以北はAランク、AAランク、北方町以南についてはBランクかCランクかわかりませんが、そういうような区割りをする分け方というのではありませんか。環境税についてと、その2点、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○議長（立川良一君） 野崎副町長。

○副町長（野崎眞司君） 今、議員がおっしゃるとおり、清流の国ぎふをさらに進めるために森林・環境税を導入して、皆さんに1,000円ずつ負担をいただいている。これが県が今進めているものでございます。

確かに、これは全ての42の市町村で使うことができるものでございまして、まず優先とすべきところはどこかということで現在進めているんですが、例えば我々下流に住んでいる人たちがこうしてきれいな水をいただいているのは、上流のおかげだということもありまして、まず山を守りましょう。そして、そこにすむいろんな生物たちをしっかりと守っていきましようというところで、そこにお金を投入していったりします。今後は、さらにその使い方、我々としても十分検討して、それが可能であれば、県のほうに申し入れをしていきたいと、こんなふう考えております。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 今議員お尋ねの河川の部分的といいますか、上下流によってランク分け、区別をするということでございますが、今のところ、1級河川の長良川とか揖斐川、そういう大きな河川においては上流部、中流部、下流部という区分けがしてございますが、一般的な中小河川については、今のところこの河川も区分けがしてございませんので、その辺については、今後また区分けができるかどうか、県のほうと協議をしてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、副町長から御答弁いただいたんですが、今年度、21事業で6億円を県は使っているんですよ、これね。それで、事業概要にも当たるものも結構入ってくるんですよ。例えば3番、生物多様性、水環境の保全、これもぴったり入ってくるんで、まだ5年間、北方町から5,000万も6,000万も出ていくようなお金、少しでも還元していただけるような努力をぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、今、奥村課長に御答弁していただいたんですが、中小河川はないということを今言われましたけど、境川、確かこれは2区分分かれておったんじゃないですか。国土交通省の管理の1級河川でも何でもないと思いますが。

そういう例もありますので、瑞穂になると確かに水は汚れています。北方は大変きれいですので、せっかく川まちづくりに登録されたわけですから、そういった川がCランクというのは、や

っぱり僕は何か恥ずかしいような川やと思いますので、せつかく北方まではAランクですから、ぜひランクアップにつなげるようお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 午前の部はこれで終わりたいと思います。

午後は1時45分から再開をいたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時44分

○議長（立川良一君） それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） 議長の許可をいただきましたので、本日は北方中学校吹奏楽部創設に関する研究の推移はということで、1項目でございますが、教育長に質問をさせていただきますので、御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

本年3月、平成25年第1回定例会において一般質問をさせていただきました。北方中学校に吹奏楽部創設の一考をという提言につきましては、宮川前教育長より御答弁をいただき、主な内容といたしましては、生徒たちが夢や願いなど高い志を持って吹奏楽に取り組む、そして必要に応じて町のいろいろな行事に参加をする。それはそれで、生徒はもとより、住民も含めまして大変充実感を味わうでしょう。また、町の活性化にもつながる方法であり、夢の広がる提言で、私も本町で吹奏楽団があってもいいのかなと個人的には思っています。しかし、教育長としては、この問題は中学校の教育課程にかかわってくる大きな問題で、この課程の中の特別活動の時間を教育としてどのように使っていくのかという問題が1点。そして、何よりも当の生徒ということで、当時は8名のみの合唱部を引き合いに、音楽を志す生徒が少ない現状があるという問題。また、先生の受けとめ方も慎重に検討をしていく必要がある。そして、顧問、指導者、時間、場所と、さまざまな問題が考えられます。そうしたことを勘案した上で、中学校に設けるといいのか。あるいはもっと広く幅をとり、小学生から大人に至るまでの北方町の吹奏楽団というような、そうした演奏を志す気持ちのある方々を中心にした楽団の編成、こういうことも含めて一度研究する価値、値打ちがあるのではないかといい気持ちも持っておりますと答弁をされました。

そして、年度末に教育長は辞任され、新年度から後任として西原先生が就任し、職務の中で当然この件につきましても引き継ぎがなされておるところでございますが、教育委員会として研究されていることと思っておりますが、今年度当初からきょうまで8カ月余りが過ぎまして、さまざまな問題に対しましてどのように研究をしていただけたのか、まず御答弁をお願いいたします。終わります。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 議員、この写真をごらんください。この写真は、ちょうど1年前に鈴木議員にも参観していただいた北方中学校の合唱集会の様子です。CDやピアノ演奏ではなく、吹

奏楽団の演奏をバックに、子供たちが合唱を奏でるという行事です。そして、その後、先生方、そしてPTAの方と合同で歌も披露しました。ちょうど鈴木議員もお見えになったので、急遽お願いして舞台上がっていただいて、ちょうど僕の隣で歌を歌ったという、そういったことがありました。その折は本当にありがとうございました。

このように、音楽を通じて生徒たちに情操教育を育み、仲間と一緒に曲想をつくり出す楽しさや苦しさ、やり遂げた充実感、また音楽を奏でるほうも、そして聞くほうも感動を生み出すことができる音楽のすばらしさなど、恐らく鈴木議員の吹奏楽団に期待する考えと私も一致するところが多いと思います。そんな意味でも、あさって土曜日に157号線の開通式において、町内にある岐阜農林高校の吹奏楽部が演奏することになっておりますが、大変楽しみにしている一人でございます。

さて、4月よりこちらに参りまして、中学校に吹奏楽部の創設についての命題を調査・検討してまいりました。大きく次の5点について調査をしてまいりました。

まず1つ目、瑞穂市、本巣市を初め、近隣の中学校における吹奏楽部の現況、状況を確認しました。2つ目、中学校吹奏楽部の指導者から直接部活指導の実際についての聞き取りをしてまいりました。そして3つ目、瑞穂市、本巣市の文化協会に所属する市民吹奏楽団の状況について調査しました。そして4つ目、北方中の生徒の意識と部活動加入状況や部活の状況について、現状を把握しました。そして最後5つ目、町内の小学校、6年生の部活動の入部への希望調査等についても、アンケートで状況を確認しました。

結論を申す前に、まず私の心情を議員にお話ししたいと思います。

それは、新しいことをやる場合にできない理由を述べるのは簡単なことです。でも、できない理由を言っていては、何も新しいことは生まれません。だから、みんなのできる方法を考え、一つずつ解決していき、子供たちのために新たな挑戦をしていきたいと思っています。

「石橋をたたいて渡る」という言葉がございますが、中には、たたいてたたいても渡らない人もいます。私はそれよりも失敗をするかもしれないけど、石橋をたたきながら、いや時にはたたく前に、よかれと思うことはみんなで一緒に渡っていきたくて思っております。私がそんな気持ちでいること、そしてこれからもそんな取り組みを北方町のためにしていこうと思っているということをごひ知ってほしいなということを思います。

さて、議員からの命題についてですが、時期尚早というのが今のところの考えです。理由は2つあります。まず1つは、生徒や保護者からのニーズがない、そんな声が聞こえていないということが1つ目。2つ目は、先ほどから午前中にも話題になりましたが、今の北中では新規部活動の導入より、まずは学校の正常化へ力を注ぎたいと思うからです。御理解ください。

○議長（立川良一君） 鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございました。

私の問いに対して、教育長の心情も含めてお答えをいただいて、基本的な考え方は一緒ということは理解ができましたので、これは感謝を申し上げたいと思います。

教育長を初め教育委員会の研究の形の中で、今のお答えいただきました5つの項目、近隣市町との関連性、そしてまた指導者の聞き取りですとか、また生徒の意識、それから町内の小学校6年生の希望の調査ということで、最終的には今現在の結論としては時期尚早ということ、それからニーズがないということもおっしゃっていただきました。そして、午前中にも北中に対する質問の中で出ていましたように、今真っ先にやらなきゃいけないのは学校の正常化ということでお答えをいただいたところでございますが、今月の5日に服部校長とお話をさせてもらいました。御承知のとおり、校長も今年度から北方中に来られて何も経緯がわからない中で、年度初めに教育長からこの件についてのタイトルについての説明は受けましたということでしたが、その後は何も聞いていませんということで、今教育長がおっしゃられたとおり、教育委員会の中での研究ということでございますので、これは理解できるところでございますが、私もこの提言をしておりますので、ちょっとここで参考までに資料の配付をお願いしたいと思います、よろしくお願いいたします。

3月にお尋ねをしたときに、前宮川教育長さんからも予算的なお話もちらっといただいていたので、参考までに教育長、これ見ていただきたいと思いますが、これはある楽器メーカーの中学校、高等学校用40名の場合の編成例をコピーしたものであります。上の1番のピッコロから34番の3Dバンドブックまで、それぞれパートごとの本数、それから単価、合計金額です。人数によって当然増減が生じてくるところでございますが、あくまで40名という参考でございますので、ざっと総合計で2,366万5,250円という予算が必要になってまいります。

そして、現在、北方中学校の生徒数は606名。3年生だけが5クラスですが、来年度は各学年6クラスを予定しているとのこと。当然普通教室のあきはないということで校長も考えているとのことでした。そうであれば、第1、第2と2つ音楽室があります。それからまた多目的室ですか、1階の。それからまたアリーナなどの活用ということになってくると考えますが、これも当然近隣住民への防音対策。できたときの話でございます。これは仮定でございますけど、防音対策も含めた上で練習場所の検討ということも含めてお願いをしたいと思っております。

また、顧問につきましても、吹奏楽の経験者の音楽の先生が今現在2名見えるということで、そのうちお1人は岐響のメンバーということで、オーボエ担当の現役というお話を伺いました。せっかく見えるんですから、専門的見地からの御指導、助言というものをいただくべきと考えておりますので、これもよろしくをお願いいたします。

そして、教育長も先ほど御答弁の中で大垣の女子短大ウインドアンサンブルオーケストラの協力を得て、昨年、一昨年と合唱集会を開催されまして、子供たちの豊かな感受性と、自己表現の能力を育てることを目的とする情操教育を実施していただいている理解者ということで、先ほどの御答弁でわかりましたが、ぜひとも私のこの提言に実現に向けて、よろしく願いを申し上げます。

そしてまた、3月にも申し上げましたように、町の各行事に参加するという地元貢献の観点か

らの意味合いですとか、不登校気味だった子供が吹奏楽を始めたら改善されたとのメンタル的にもプラスになった実話がございます。そして、中学校生活の中で部活動としての吹奏楽の基礎を学び、スキルを身につけることで、また高校受験のときの志望校選択といったことにもつながるなどなど、いい考え方をすればいろいろ出てまいるところでございます。

以上、いろいろ申し上げましたが、私のこの提言は将来的に北方町の公益につながっていくということを信じた上での提言でありますので、どうぞ御理解をいただいた上で、年度末までに教育委員会としてのさらなる研究の成果というものを聞かせてもらえるお約束をいただけますか。いかがでしょうか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） ありがとうございます。

僕、先ほど言いましたが、できない理由を言うよりもできる方法を考えていきたいということは思っています。ただ、さっきの鈴木議員おっしゃった予算の面、スペースの問題、2人の先生が今いますが1人は産休にこれから入るんですね。といういろんな問題が、さっきのできない理由じゃないんですが、生徒の意識を高めたい、そして町民の思いも高めていきたいということで、今2つのことを思っているんですよ。

1つは、今イベントとか何かでそういった吹奏楽という話なので、実際にじゃあやってみましょうということで、3月9日のかいこまつりに吹奏楽団を呼んだらどうだろうということを今商工会に持ちかけております。

それからもう1つは、ちょっと見ていただけますか、KOYということで、きりり音遊クラブという、そういったクラブが4月から立ち上がって、吹奏楽というか、マーチングバンドをやりたいという声は今浮かび上がって、吹奏楽をもっと身近に取り込もうというような動きが出ているんです。こういったものを応援しながら、生徒の意識やら町民の思いを高めていく中で、こういった吹奏楽のことも今後考えていきたいなということを思いますので、よろしくお願いします。

○議長（立川良一君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

今のKOYの話も、本当に感謝申し上げたいと思います。

午前中の町長の答弁の中にもございましたけど、やはり何事においてもやる気を持ってやればできないことではないと私は思っておりますので、私も提言させていただいている以上、全力で協力をさせていただきたいと思いますので、一応年度末までのお話はどうか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） 今のところは先ほど言いましたが、時期尚早ということの、多分年度末でも同じ状況だと思います。

○議長（立川良一君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） わかりました。じゃあまた折を見てお尋ねをさせていただきたいと思いますので、ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 次に、杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、2点についてお伺いいたします。

まず1点目は、雑誌スポンサー制度の導入についてお伺いいたします。

国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、最近多くの人に来館してもらおうと工夫を凝らしている図書館が少なくありません。例えばコンビニエンスストアと提携し、24時間いつでも図書の受け取り、返却ができるサービスを実施したり、運営自体を大手レンタル業者に委託し、年中無休でCD、DVDのレンタルや新刊書販売のコーナーを設け、併設されたカフェでコーヒーを飲みながら本を読むこともできるようにするなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みを実施している自治体がふえています。

そのアイデアの一つに、近年、企業、団体、または個人が図書館が主導する雑誌の購入代金の全部、または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度があります。現在、本町における広告事業の推進による財源確保として町のホームページのバナー広告、バスターミナルの広告掲載と広告事業が展開されております。平成24年度決算において736万円の収入につながっております。さらに積極的な広告事業の推進による財源の確保をお願いするものであります。

図書館の雑誌スポンサー制度の導入については、岐阜県立図書館を初め岐南町、各務原市、土岐市等、各図書館で取り組んでいるものであります。経費削減と雑誌コーナーの充実を目的といたしまして、雑誌の購入費を企業などに負担していただくものであります。企業などは、図書館が指定する雑誌の中から提供するものを選定し、雑誌の最新刊にかけるビニールカバーには提供した企業名が表記され、裏表紙には広告を載せることができるというのであります。企業、団体の社会貢献につながることから、制度導入後、スポンサー企業が拡大されています。図書購入費の新たな財源の確保をしつつ、地元企業などのPRや町民サービスの向上にもつながる有効な施策だと考え、当町においてもこのような取り組みができないものか、お伺いいたします。

まず1点目、終わります。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、杉本議員の雑誌スポンサー制度の導入についての質問にお答えをいたします。

現在、北方町立図書館では、60種類の雑誌を提供しています。平成24年度の実績で、年間の雑誌購入費は56万9,771円であります。

議員御指摘のとおり、雑誌スポンサー制度は平成22年より県下で実施され、県立図書館を初め4館で実施されているようです。この制度は、自主財源の確保に有効であると考えますが、果たして我が北方町でスポンサーが手を挙げてくれるかという問題も考えられます。

しかしながら、この制度が活用されれば、図書館の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、新たな図書資料等を確保することにより、図書館雑誌コーナーの充実を図ることができます。実

現までには、要綱の整備等、事務上で解決すべき問題はありますが、導入に向けて検討をしたいと考えております。

○議長（立川良一君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございました。

今、導入に向けてということでしたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

2013年現在、各務原市の図書館では、近隣の大学や企業などから32誌契約中であります。また、岐南町では、2010年度に財政難から予算削減に悩む図書館の職員がみずから発案してこのスポンサー制度を導入されました。また、職員が営業に回り、ショッピングセンターなど7社、団体の協力で17誌、年間約14万円の購入費を賄ったと伺っております。

自主財源の確保として、金額の多い少ないにかかわらず、取り組んでいかなければならないと思います。また、ほかの市町村では、うちは広報「きたがた」ですけれども、広報にもこのような形でスポンサーの導入をして賄っているということも伺いましたので、また積極的な取り組みもお願いしたいと思います。ありがとうございました。

2つ目の質問をお伺いいたします。

ごみ減量対策について、段ボールコンポストの普及拡大についてお伺いいたします。

地球温暖化にかかわる環境問題は、今や人類の生存そのものを脅かす現象があらわれており、生態系の破壊など循環型社会の構築は、生存をかけた最重要課題であります。

ごみゼロ社会を目指す循環型社会形成推進基本法が、平成12年に制定されました。この法律の中に、1. ごみをできる限り出さない、2. 出たごみは極力資源として使う、3. どうしても資源として使うことができないごみはきちんと処分するという、ごみ処理とリサイクル、再生利用の優先順位を定めたものであります。しかし、現代の生活は、使い終わったものは捨ててしまうという浪費型の社会傾向にあり、このような生活スタイルを続けてきた結果、ごみの発生に歯どめがかからなくなり、産業廃棄物の不法投棄やダイオキシンなど有害化学物質による環境汚染も深刻になっております。

平成7年に容器包装リサイクル法が施行されて以降、分別、収集量が増加し、リサイクルは定着してまいりました。さらに、ごみを減らすため、レジ袋削減、有料化によりマイバッグを持参しての買い物も定着しています。

温暖化防止は、子供から大人まで誰もが環境問題に関心を持ち、一人一人が意識を持って取り組む身近な行動の中にあり、行政、企業、住民が連携していくことが大切であります。地球温暖化防止の一環である環境社会の構築を目指し、ごみの削減、資源のリサイクルなど、身近なエコ運動として、家庭における生ごみ処理について、減量化の方策の一つである段ボールコンポストについてお伺いいたします。

段ボールコンポストは、家庭から出る生ごみをピートモスともみ殻燻炭を段ボール箱に入れ、よく混ぜ合わせ、中心部に穴を掘り生ごみを投入、1日500グラムから1キログラムを目安とし、3カ月間約60キロの生ごみの処理ができます。最後に、生ごみを投入してから約3週間かけて熟

成させ、堆肥になり、プランターや家庭菜園、畑で利用ができます。もともとは、庭などに設置する生ごみ堆肥化容器では冬季に凍結してしまうため、屋内で堆肥化するために、北海道で発祥したと言われていました。容器として使用する段ボール箱や機材も安価で、手軽に簡単に始められ、においもほとんど出ないので、室内に置いてベランダでもできます。庭のない集合住宅でも可能であり、家庭ごみの減量化のため、推進している自治体もあります。

大垣市では、2007年から大垣市環境市民会議が中心となって段ボールコンポストの普及に取り組んでみえます。自治会を初め、各種団体や少数グループへ説明に出向き、講習会も月1回開催されており、広報、ホームページへの掲載や、リーフレットの配布により広く普及拡大をされ、市民に浸透、定着してきているとのことでした。また、段ボールコンポストの機材購入の一部を市が補助する制度も行われております。来年度4月からの可燃ごみ袋の有料化に伴い、町民の皆様のごみ減量への関心も高くなっていることと思われまます。当町においても、このような取り組みはできないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員お尋ねの、段ボールコンポストの普及拡大のための講習会の開催と補助制度についてお答えをします。

現在、平成21年、22年度政策審議会のグループの方が中心となり、まちづくり助成事業で循環生活を考える会を立ち上げられ、段ボールコンポストの普及活動を実施されています。その中で、年に二、三回程度ではありますが、大垣市の環境市民の会の方に講師をしていただき、利用者のアフターフォロー講座の開催や、ふれあいまつりではブースを利用し、啓発活動に努めておられます。今後、町としましても、この活動が根づき、普及が広がるよう支援してまいりたいと思えます。

補助制度については、来年度より電気式生ごみ処理機の補助を廃止し、段ボールコンポストの補助に切りかえてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（立川良一君） 杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございます。

私も、少し前から段ボールコンポストを利用させていただいておりますけれども、やはり可燃ごみのほとんどが生ごみということで、週2回出していた可燃ごみが1回になったりとか、少しずつ可燃ごみが減っているのも実感しておりますので、また普及活動をしていただけるといことで、よろしくお伺いいたします。

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（立川良一君） 次に、井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 最後になって、12月の最後の質問をさせていただきますが、少々眠たくなりますけれども、我慢して聞いていただきたいと思います。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。一問一答方式で、3点お伺いをいたします。

今、国会は特定秘密保護法案をめぐるまして、与野党間で厳しい攻防が続いております。参議院では審議時間が少ないとして、野党が猛反発をして退席をするということになりましたが、与党は審議を打ち切り強行採決、6日の深夜に法案が自公の賛成多数で成立をされました。

一方、世論の反発の声も大きく、各地でデモを繰り広げ抗議をしましたが、民衆の声は届かなかったようであります。1年かけて法整備をしますので、今後の動向に注目をしていきたいと、このように考えております。

初めに、加茂運動場の都市計画街路の側線についてであります。

北方町におきましては、第6次総合計画が最終年に向け、事業が着々と進められ、町長の選挙公約でもありますバスターミナルの設置や南部地域に児童館の建設、またバリアフリー化によるグリーン通りの改修工事が進められ、加茂の区画整理整備事業に続きまして、高屋西部区画事業の整備に着手するなど、町全体に活力のある姿を感じるこのごろであります。また、明後日には国道157号線の平面化事業も完成をし、ますます利便性が高まるものと思われませんが、都市計画街路の運動場・加茂線も、加茂区画整理とあわせて岐阜市境まで完成を見たところであります。肝心の岐阜市は、又丸、尻毛の間で土地区画の動きも見られないのが現状であります。現在は犬塚から又丸間を結ぶ七郷4号線及び七郷線の改良工事が、27年度の完成をめどに進められております。農業試験場からこの線まででも、接続する要請はできないかであります。

今、試験場前では右折をして157、303号線へ出ておりますが、この間が非常に狭く、離合するにも容易ではありません。この試験場前から七郷線に接続するのは、距離的に難しいとは思われません。いずれにせよ、運動場までは早期に完成してもらいたい。そうでないと、この北方町だけでは都市計画街路の意味もなさないわけであります。岐阜市に対して、運動場・加茂線の早期完成を申し出ていただいて、市との協議を早急に進められるよう努力をしていただきたいのであります。

私は、合併協議会におきまして、合併をした場合に、尻毛橋の渋滞を緩和するため運動場・加茂線の整備は必要不可欠であると提案をしましたが、市長はこの計画街路の認識がなかったというのを後で聞いております。

今、岐阜県では県道として長良・糸貫線を、正木のマーサから糸貫インターに向けて道路新設工事を進めております。4車線化のようで、北部の利便性はますます高まるものと思われれます。本巣市も糸貫インターへの道路整備を進めておりまして、北方町も糸貫インターの完成時に向けて加茂区画の整備は欠かせません。当時、太田屋さんも立ち退きに協力いただけるとのことでしたが、事業費の関係か、立ち退きの反対があったのか定かではありませんが、縦貫道への接続は設計図だけにとどまり、現在、尻切れとんぼの感であります。今後の計画について、まず1点お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（立川良一君） 坂口都市環境農政課技術調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） 議員お尋ねの、都市計画道路運動場・加茂線の促進についてお答えします。

議員御指摘のとおり、東海環状自動車道が平成32年度完成に向けて事業が進められており、これに伴い、糸貫インター、岐阜インターへのアクセス道路整備が岐阜県、岐阜市、本巣市で進められております。都市計画道路運動場・加茂線は、岐阜県農業技術センターまで整備されておりますが、岐阜市側が未整備のため、事業効果が発現されていないのが現状です。そのため、町としては、岐阜市に対してこれまでも整備の推進を要請してまいりましたが、岐阜市では現在その他のインター関連道路の整備を優先されており、当該区間の事業着手に至っておりません。今後運動場・加茂線の事業効果を発現すべく、未整備区間の早期事業化を強く要請してまいります。

また、町内の未整備区間約180メートルにつきましては、岐阜市の未整備区間の整備スケジュールと調整して、町の整備スケジュールを立てていきますので、御理解のほど、よろしく願います。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 今、道路というのはどここのところでもそうですけれども、非常に発展するというか、幾らつくっても間に合わないぐらいの伸びという形の中で、その地域が発展していくということで力を入れてきております。百年通りにしても桜のところだとまっておりまして心配しておったんですが、西部の区画整理を始めるということで、今度は整備をされていくということとであります。

僕がきょう提案させてもらったのは、真ん中だけできて、運動場線みたいに。そこで都市計画街路を見ると、多分38年ごろになる計画に上がっておると思うんですが、6次総合でもきちっと上げておりまして、供用開始に向けて行きますよ、都市計画道路運動場・加茂線というようにありますけれども、こういった形の中で推薦をしていかなきゃいけませんので、放っておくわけにいかんと思うんですね。

それと同時に、糸貫インターができますけど、これからまた先、10年ぐらいかかるかと思えますけど、それに向けたところで、やはり西のほうも接続をしていかないと、今、太田屋さんの手前で信号機も何もない状況で、あそこも非常に危険な箇所、今事故が起きてないのは幸いですけれども、あそこもいつまでも放っておけないよという形じゃないかと思うんです。

まず、今お伺いしたいのは七郷線をつかって県の試験場のあたりからあそこまでぐらいのことはまず街区として進めてもらおうと。よその区画整理のことですから、こちらで名前は言えんかもしれんけれども、それにしても、これを何とかして進めていただかないかんことには、都市計画街路の計画ではなくなってしまうわけですから、そのあたりをもう一遍詰めてもらえるかどうか。

○議長（立川良一君） 坂口調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） 今の七郷線というのは、都市計画道路西部縦貫道線というところなんですけれども、そこについて、何とか運動場・加茂線をつなげてもらえんかというのを実際今年度協議をしておりますので、今後ますます強く要請をしてまいりますので御理解をお願いします。

○議長（立川良一君） 井野勝巳君。

○9番（井野勝己君） 現状で進めていっていただきたいと思います。

それでは、2点目をお聞きいたしたいと思います。

書式についてお伺いをいたします。

昨今は、国・県などの資料が横書きになってまいりました。国においては、意見書など横書きでなければ受け付けないのような書簡を受けているようであります。また、意見書や陳情書など、本会議においては縦書きで提案しておりますが、国等への意見書等は横書きにして提出しなければなりません。二度手間になります。県の議長会におきましても、三、四年前から横書きに変更をいたしました。横書きにあわせて、町の条例集などもデジタル化ができないかあります。

現在の条例集などは現状で残しておいて、新たなものからデジタル化に改めるということではできないかあります。このほど、もとす広域連合もデジタル化として、システム導入に多少の予算はかかりましたが、従来の条例集の差しかえが安く済むとのことでもあります。また、デジタル化することによってホームページによる配信もできますし、広域連合のように各議員にもCDを配付して、いつでも条例を見ることができる。議会活動にも資していただけるのではないかと思います。

また、デジタル化によって書簡の整理も安易になりますし、持ち運びも楽になりますので、ぜひ実行していただきたいと思いますが、総務課長さん、お伺いいたします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、書式に関する御質問についてお答えをいたします。

まず横書き化についてでございますが、本町におきましては、昭和27年に内閣より通達された公用文作成要領の趣旨に鑑み、昭和35年に文書の左横書きの実施に関する訓令を制定し、条例等の法規文書や議案、法令で縦書きとされているもの等を除き、一般行政文書を左横書き化し、事務の改善に努めてまいりましたところでございます。

次に、例規の電子化でございますけれども、こちらにつきましては、平成11年度の岐阜県市町村緊急雇用特別対策事業費補助金事業として整備し、自庁内の既設のサーバーを利用して運用を開始しました。その後、平成14年度の地域イントラネット整備事業の中で、体育館の横の北方町情報サブセンターにサーバーを設置し、庁舎内において閲覧、利用できる仕組みへと改良し、また平成23年度からは株式会社ぎょうせいの外部サーバーを活用した運用をしております。いわゆる電子化は終わっております。

町のホームページを活用した外部公開を実施していないことにつきましては、平成23年3月の広瀬議員に対する一般質問における答弁と状況の変化は少ないところがございますが、ホームページにおける公開が他市町に対する調査結果で、事業効果がそれほど得られていないこと、当町住民からの問い合わせ、いわゆるニーズ、要望というものがほとんどないことでございます。

それに伴って、また経費面でございますけれども、現在縦書きのため号番号等が漢数字となっているものが算用数字へと変更、また指示語等、表現上の訂正や様式等の総見直しに伴い、現在

の例規集は約2,700ページほどとなると思うんですけども、それ全て修正するためには、費用としまして約1,400万円近い大きな金額が必要となり、このほかにも月々の情報使用料といたしまして2万円ほどが必要となってきます。このように、利用者の少ない今の事業でこれだけの経費をかけるのは、費用対効果を考えますと、少し難しいと言わざるを得ません。

また、書籍を廃止して電子化一本とした場合は、現在、議場を初めとした会議場にはデータを持ち込む方法が確立されていないため、慎重にならざるを得ません。しかしながら、効率的なスペース活用や事務改善のため、書式のスリム化等を図るために、議案書等の両面印刷化などもあわせて、今後も効率化策を多面的に考えていく必要があるかと存じます。

ただし、現在運用しております例規集電子版の配付につきましては、既に電子化事業を完了しております。年4回の内容更新時にサーバーデータ以外にCDによる納品も受けております。実はここにありますが、このような形で例規集がこの中に1冊、年に4回入っております。これを複製いたしまして、議員各位のほうにお配りすることは可能でございますので、要望がありましたら対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

例規集のホームページ化につきましては、今後においても町民からの要望、機運の高まりが見られれば、経費面等も考慮し、検討、判断していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（立川良一君） 井野勝已君。

○9番（井野勝已君） そういった例規集が既にCD化されていると知らなかったんですわ。報告ありましたかね、そういった中で。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 以前のことはちょっとわかりませんが、こちらのほうは先ほど申しましたように、23年度からぎょうせいのほうの外部サーバーを使用して行っております。そのときからこういうような形のもので納品をされておりますが、実は縦書き、横書きの関係で、縦書きのものを横書きにされた状態を強制的につくってありますので、実は正式な条例ではありません。横書きで漢数字になっていたり、いろいろと直さなければならない。正式なものではないんですが、文章を読むことは可能な状態です。

○9番（井野勝已君） それがこの例規集の横書きやね。これが全て入っておるんやね、それに。

○総務課長（林 賢二君） はい、そうです。

○9番（井野勝已君） この例規集が。

○総務課長（林 賢二君） はい。それはここに入っております。

○議長（立川良一君） 井野勝已君。

○9番（井野勝已君） 前に、今言われたように、広瀬君から一遍こういったような質問が前にもありました。そのときもでしたけど、意見書なんかは、僕らは普通横書きにして事務局のほうへ出しますけれども、事務局では縦にしてきょうもあしたも提案をするという形になって、非常に二重手間になるということで、県の議長会のほうにおいても全部書式は横書きでという話になっ

てきておるんですね。それで、できることなら、議会が勝手にやれと言われればやれんことはいかと思えますけれども、こういった形の中である程度認めていって、横書きのものがこれから主流になってくるわけじゃないと思えますけど、全国的に横書き方式というのが広がってくると思うんで、いつまでも縦にこだわっておるわけにもいかんと思うんですけれども、国に上げるそうといった意見書等については、全て横書きしか受け付けられないというような話も聞いておりますので、そのあたりも一度考えてみていただきたいと思えます。

また、6次総合計画の中のデジタル化の話が出ておまして、ホームページ等においても充実をさせるということで、今お聞きをしますとかなり出しておるといふことでありますのでいいですが、CDにもして、既に条例集を持っているということは初めてお聞きをしました、残念なことに。私の勉強不足かどうか知りませんが、そういったことが既にされているんだったら、議員もそういったことを知っている人がいるのかどうか知りませんが、僕だけ知らなかったのかわかりませんが、ある程度そういったものをつくったなら、つくったものの現物を見せてもらって、つくりましたよというところまでの説明をしていただけると非常にありがたかったかなと思えますので、それは議員が必要と思えばいつでも渡していただけるわけですね。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） お話がしてなかったということであれば、申しわけありませんでした。

ですが、先ほども申しましたように、こちらに入っているものは正式な条例ではございません。先ほど言ったように、中身は縦書きのものを無理やり横書きにされて表示をされています。一度見ていただくとわかりますが、漢数字の状態のものとかが入っておりますので、正式に条例としては扱えませんので、参考に見ていただくだけのものです。これは、ぎょうせいのほうで入力していただくときに、その中でもう1枚つくっていただけるということで、これ当然議員の各位のほうで、必要であればうちのほうは焼くのは簡単にできますので、配付をさせていただきますので、御希望の方についてはお渡しをします。

ただ、これ以外にこちらのほうをこのまま、先ほどは残しておいて、新しいものだけやればいいじゃないかというような御提案も少しあったと思うんですが、この中はどんどん改正をされますと、これをなぶらないと、全て横書きにしないと、どうしても後々煩雑になって例規集として成り立っていない部分がありますので、一度精査をして、横書きにするのであれば、全てのものを横書きにして、それから始めるということになると思えますので、その辺だけ御注意いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 井野勝已君。

○9番（井野勝已君） 非常に手間暇がかかりますね。それはわかっております。一度、前の事務局長に調べていただいて、かなりの金額がかかるということで、きょうまでよう質問しなかったわけですが、広域連合も横書きに変えてきたよということでもありますし、今あなたが持ってやっておる1枚と、これを持ってやるのとどっちが便利やといったら、あなたが持っている1枚ペラがどれだけいいかということで提案をさせてもらったということですから、そういったも

のができておれば、確かに数字は漢数字で違うかもしれませんが、見られるということで、希望者は、議員さんも要望していけばいいかなというふうに思っております。

もう1つ言っておきたいのは、条例集が変わるたびに差しかえをしておりますね。今それがどんどん重なっていくわけですけど、これらもずうっと先に行きますと、相当の部数になってくるわけですね、差しかえで。ふえてくる部分はあると思いますし、いつまでもこの重たいものを持っているかという話になってくるので、そのあたりも一つ考えてみてください。今の話、いろいろと予算であれやれこれやれの話がたくさんありますので、財政的に厳しいかもしれませんが、余裕ができましたらどうぞやってください。

次に、町の景観事業に関する条例、これは仮称でありますけれども、こういった条例などが制定をしていただけないかということでもあります。

今、グリーン通りなどの道路整備が行われて、排水性舗装により夜間や雨天でも快適な走行ができるようになってまいりました。同時に、区画整理事業の推進や公園事業整備など、都市景観がきれいになり、その一環と受けとめております。

そうした中で、名鉄電車の廃線跡が特に気になります。道路側面が荒れ放題で、さびかけた停止看板がやたらに目にとまります。東加茂の乗降ホームや美濃北方駅前、町道6号線の両側の空き地は見苦しく、いかにも寂れた町に見えてしまいます。いずれも、歩行者が運転中に見えまして、他市町から来た人たちにどのように映るかでありますね。この線路跡地については、廃線当時、前助役がたびたび協議をしていただいたようではありますが、その後数年、10年近くたっておりますが、現状は名鉄の跡線はどうなっているのかということでもあります。

何とも使い勝手の悪い地形でありますし、処分するにも、近所の人に切り売りするしかできないのではないかと要らん心配をしておりますが、名鉄と協議をしていただきたいのであります。このためには、景観条例か何かを制定して、きれいにしてくださいよという請求ができるようにしたらと思う次第でありますので、昔、問題でしょうか、条例制定か何かでこういった形の中の整備に関して物が言えるようなことはできないか、お尋ねをいたします。

まず総務課長でお願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、名鉄跡地と景観事業に関する条例についてのお答えをさせていただきます。

議員御存じのとおり、名鉄の跡地利用に関しましては、平成24年12月議会において日比議員より御質問があり、その際に名鉄から町に対して現在買い取り要請がないことや、町としましても跡地利用に関する具体的な計画がないことから今のところ買取する予定はないこと、また跡地の管理に関しましては名鉄が年に2回の除草のほか、除草剤の散布、清掃等、適切に行っている旨、答弁をさせていただいております。また、現在も同様に維持管理をしている旨の報告を名鉄より受けております。

さて、今回議員御指摘の景観条例を制定して、そのような要求等ができるようにしてはどうか

という件についてであります。景観法の規定によりますと、景観条例とはその地域の自然や歴史、文化を生かして、行政、住民、事業者が一体となって美しい景観の形成、保持を図ることを目的に制定するものとなっております。まず県と協議を行うことにより、景観行政団体に移行し、その後、行政、住民などにより構成される景観協議会での協議を経て、景観計画や景観条例を策定することができるようになります。そして、その景観条例の中で住民や事業者に対して景観に関する届け出や勧告を行う基準を定めることができるとされております。

現在、跡地の管理につきましては、近隣の住民の方から御指摘等があれば随時名鉄にお願いし、名鉄はすぐに対応していただいているところでございます。

このようなことから、町としましては名鉄の跡地の問題で、直ちに条例制定が必要ではないと考えております。

しかし、現在進めております公園都市の形成の中で、必要とあらば、今後考えていかなければならないとは思っております。今後も、名鉄跡地のあり方に関しましては、さまざまな御意見があるかと存じますが、名鉄の意向や動静に注意しつつ、町としても粘り強く適切な対応に心がけたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（立川良一君） 井野勝己君。

○9番（井野勝己君） 町を美しくする条例というのは、松井町長のときだと思えますけれども、できましてあります。これは当時、犬のふん公害が非常に多いということで、缶も非常に散乱しているということでつくられた条例でありまして、その中の第2条なんですけれども、空き地の問題に対して放置しているということもいろいろあるわけですけど、私が言いたいのは、要は名鉄の見た目はそういうことでありますけれども、いつかも本町のほうですか、1軒、店舗が半崩壊をして、町の中でいつまでも放置を何年間かされた事例があります。また、役場の駐車場の跡地でも、瓦が落ちてきそうで、半分倒壊した家屋があったはずでありますね。そういうことで、そういった条例を制定することによって、そういったことにも注意喚起ができると、何とかしなさいよということができるといえるんじゃないかということですね。

それでもう1点は、今、曲路のほうで農振地域に、母屋なのか農機具小屋なのか、そんなようなものとして、その付近一带にいろんな産業廃棄物が放置をされてどうしようもない。ところが、この土地がどうも名古屋市の人が今所有をしているようで、この間も建物を建てたいよといったら建てられないと。それで農政のほうに聞くと、ある朝、ちょっとした小屋を建てるかと思っておいたら、そうでなくてあんなった。もう荒地になってしまっている、あの一帯が。かなりの面積ですよ、何平米あるかわかりませんが。そのあたりが非常に煩雑になって、農振だから手もつけられない、荒地放題になっている。農振だったらもっときれいにしなきゃいかんので、地主がどの人に渡ったか知りませんが、そういった人たちにも注意してもらわんと。

この空き地環境保全条例集でも、それから北方町空き地の条例集ですね。それから、清潔で美しい町にする条例でもありますけれども、最終的には町長の執権といえますか、そこらでもやるように書式も整っておるんですね。それで、別に条例を何だからつくれというわけではありま

せんけれども、もし条例をつくるのが難題であれば、こういったところで活用していただいて、そういうものをしていただきたい。

今も来るときに、あそこは島大橋でしたか、あそこの通りを見ますと河川改修で下の堤防道路がきれいにされております。うちのアピタの横も、きれいに河川公園にして、橋から見えるところ、至るところで、国道の両端でもある程度30メートル、50メートルは景観がいいような整備がされておるわけですね。というのは、それと同じことじゃないか。景観道路をつくるんだったら、あそこの両端は非常にみつともないんですよ。こっちの加茂のほうでもそうですけれども、黄と黒の停止看板が道ぐるにどんどんあちこちに置いてある。東加茂においてはホームそのまま構造物がコンクリートで残っている。そうすると、あのあたりのせめて30メートルぐらいは整備しなさいよと、撤去してきれいにせよというようなことができるんじゃないか。そういう思いで、この景観条例はひとつ手がけてもらえんかという思いで提案をしたところです。どうでしょうね。

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時59分

○議長（立川良一君） 再開をします。

林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） それでは、先ほどの御質問でございますけれども、やはりちょっと規制の範囲等がどのように制約できるかということ、規制できるかということについて、この場ではわかりかねますので、後ほどの検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 井野勝已君。

○9番（井野勝已君） 本当に心配なのは、先ほども言ったように、こういった町をきれいにする、どこもかも道路の100選にもなったりするような川のほうでありますけれども、北方町はそういったまちづくりを目指してきているときに、名鉄がああいう状況では一番目につきますので、これについては鋭意協議を重ねていただいて、確かにこのまちづくり美しい条例においても適用できないわけではありませんけれども、もう少し研究をしていただいて、考えてみていただきたいと思っております。できるだけほっとかんように、検討しますとあって放っておかんようにしてもらえますかな。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 強く要望されましたが、勉強させていただいて、前向きに検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

○9番（井野勝已君） じゃあよろしく、また御返事くださいね、検討した結果は。

終わります。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） これで一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

第3日は、あす20日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさんでした。

散会 午後3時02分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年12月19日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

